

漁業の許可又は起業の認可方針

(趣旨)

第1条 漁業法(昭和24年法律第267号。以下「法」という。)第58条において読み替えて準用する同法第42条第1項の規定に基づき、同法第57条第1項の規定による漁業の許可及び取締り等に関する省令(昭和38年農林省令第5号。以下「省令」という。)第70条第1号及び第2号に掲げる漁業並びに高知県漁業調整規則(令和2年高知県規則第73号)第4条に規定する漁業(高知県の海面で操業するものに限る。以下同じ。)の許可又は起業の認可(以下「許可等」という。)について必要な事項を定めるものとする。

(適用範囲)

第2条 この方針は、法第57条、省令第70条第1号及び第2号に掲げる漁業及び規則第4条掲げる漁業の許可に適用する。ただし、規則第4条第1項第1号に規定するもじゃこ漁業、規則第4条第1項第2号に規定するうなぎ稚魚漁業及び規則第4条第1項第3号に規定するさんご漁業には適用しないものとする。

(漁船の制限)

第3条 使用する漁船は、漁船登録における漁業種類に漁業許可を受ける当該漁業を登録すること。

(漁船の総トン数及び推進機関の馬力数の制限)

第4条 次の表の左欄に掲げる漁業には、それぞれ同表右欄に掲げる総トン数をこえる漁船を使用してはならない。

知事許可漁業の種類	漁業種類名	操業区域	船舶の総トン数	推進機関の馬力数
小型底びき網漁業	手繰第二種漁業 (えびこぎ網)	第10条1. (2)の1の区域	5トン未満	48kw(15馬力) 以下
		第10条1. (2)の2の区域	10トン未満	540kw以下
		第10条1. (2)の3の区域	10トン未満	540kw以下
		第10条1. (2)の4の区域	5トン未満	25馬力(80kw) 以下
	手繰第三種漁業 (貝けた網)	全地区	3トン未満	なし
中型まき網漁業	火光利用あじ、 さば、いわし中 型まき網	第10条2. (2)の1の区域	20トン未満	なし
	しいらまき網	全区域	20トン未満	なし

	かんぱち稚魚まき網	全地区	10トン未満	なし
小型まき網漁業	しいらまき網	全地区	5トン未満	なし
	かんぱち稚魚まき網	全地区	5トン未満	なし
	火光利用いわし小型まき網	全地区	5トン未満	なし
機船船びき網漁業	いわし、しらす機船船びき網	全地区	10トン未満	なし
地びき網漁業	たい他地びき網	全地区	10トン未満	片船50馬力(143kw)以内
刺し網漁業	きす刺し網	全地区	—	50馬力(143kw)以内

(旧高知県漁業調整規則で規定されていた制限又は条件)

第5条 旧漁業調整規則で規定されていた電気設備の制限について、許可の条件として規定することとする。

- 1 次の表の左欄に掲げる漁業に使用する漁船には、1漁船につき、それぞれ同表の右欄に掲げる範囲を超える電気設備をしてはならない。

知事許可漁業の種類	総設備容量の範囲	
中型まき網漁業及び小型まき網漁業	発電機(蓄電池を含む。)	7.5キロワット
	集魚灯に使用する電球	7.5キロワット
敷網漁業のうちさんま棒受網漁業	発電機(蓄電池を含む。)	10キロワット
	集魚灯に使用する電球	10キロワット

- 2 次の表の左欄に掲げる漁業には、一漁ろう単位につき、同表の右欄に掲げる隻数を超える火船を使用してはならない。

知事許可漁業の種類	火船の隻数
中型まき網漁業及び小型まき網漁業	3隻

(起業の認可の期間)

第6条 規則第7条第2項に規定する知事が指定する期間については、認可の日から10ヶ月(起業の認可に係る許可の有効期間が10ヶ月以内に満了する場合はその満了する日まで)とする。ただし、船舶建造が確実な場合又は船舶の使用権を得ることが明確な場合等は、更に10ヶ月以内の期間を加算した期間とする。

(公示又は継続許可とする漁業の種類)

第7条 規則第11条1項に規定される公示及び規則第14条に規定する継続の許可とする漁業の種類を以下のとおり定める。

- 1 公示する知事許可漁業の種類及び漁業種類

知事許可漁業の種類	漁業種類
中型まき網漁業	しいらまき網

なまこ漁業	なまこ漁業
小型まき網漁業	しいらまき網
潜水器漁業	潜水器（とさかのり）
	潜水器
火光利用すくい網漁業	火光利用とびうおたも網
	火光利用えびかに雑魚たも網
	火光利用えび雑魚叉手網
小型定置網漁業	いわし雑魚小型定置網
	雑漁ます網（つぼ網）
	きびなご、雑魚落網
火光利用金突漁業	火光利用えびかに雑魚金突
飼付け漁業	
船びき網漁業	

2 継続許可とする知事許可漁業の種類及び漁業種類

知事許可漁業の種類	漁業種類名
小型底びき網漁業	手繰第二種漁業（えびこぎ網）
	手繰第三種漁業（貝けた網）
中型まき網漁業	火光利用あじ、さば、いわし中型まき網
	かんぱち稚魚まき網
小型まき網漁業	かんぱち稚魚まき網
	しばり網
	とびうおまき網
	火光利用いわし小型まき網
機船船びき網漁業	いわし、しらす機船船びき網
地びき網漁業	たい他地びき網
敷網漁業（火光利用）	火光利用一そう張網
	火光利用二そう張網
	火光利用四そう張網
	火光利用とびうお敷網
	火光利用いわし敷網
	火光利用いわし棒受網
	火光利用さんま棒受網
	火光利用あじさば八田網
敷網漁業	いわし・さば敷網
	しまあじ稚魚敷網
刺し網漁業	ふか刺し網
	かます刺し網
	きす刺し網
固定式刺し網漁業	固定式刺し網

	このしろ、かにその他刺し網
	かにその他刺し網
	固定式かれい建網
	固定式たい刺し網
三枚網漁業	いそうお三枚網
	いそうお・いせえび三枚網
	くるまえび三枚網
	たい三枚網
	いか狩込網

2 許可等の申請の種類については以下のとおりである。

(1) 新規許可申請（規則第 11 条）

ア 新たに知事許可漁業の許可を受けようとする申請の場合

イ 規則第 4 条第 1 項第 4 号及び第 12 号から第 17 号までに掲げる漁業で、現に許可を有しているものが更新する申請の場合

(2) 更新許可申請（規則第 14 条第 1 項第 1 号）

現在受けている許可の有効期間が満了し、これを更新しようとする申請の場合

※ただし、許可を受けた船舶と同一の船舶について申請する場合に限る。

(3) 代船許可申請（規則第 14 条第 1 項第 2 号及び第 3 号）

ア 許可を受けた船舶を現在許可を受けている許可漁業に使用することを廃止し、他の船舶について許可又は起業の認可を申請する場合

イ 許可を受けた者が、その許可を受けた船舶が滅失し、又は沈没したため、滅失又は沈没の日から 6 月以内（その許可の有効期間中に限る。）に他の船舶について許可又は起業の認可を申請した場合

(4) 承継許可申請（規則第 14 条第 1 項第 4 号）

許可を受けた者から、その許可の有効期間中に、許可を受けた船舶を譲り受け、借り受け、その返還を受け、その他相続又は法人の合併若しくは分割以外の事由により当該船舶を使用する権利を取得して当該知事許可漁業を営もうとする者が、当該船舶について許可又は起業の認可を申請した場合

(5) 変更許可申請（規則第 16 条）

許可を受けた者が、第 11 条第 1 項各号に掲げる事項について、同項の規定により定められた制限措置と異なる内容により、許可漁業を営もうとする場合

(6) 書換交付申請書（規則第 27 条）

許可を受けた者が、許可証の記載事項に変更が生じた場合（船舶の総トン数又は推進機関の馬力数の変更に係るものにあつては、その工事が終わったとき又は機関換装の終わったとき）

※ただし、(3)、(4)、(5) の場合は除く。

(7) 再交付申請（規則第 28 条）

許可を受けた者が、許可証を亡失し、又は毀損した場合

(8) 起業の認可申請（規則第 11 条）

起業の認可（規則第 14 条第 1 項の規定によるものを除く。）をしようとする場合

(9) 休業届（規則第 19 条第 1 項）

許可を受けた者が、1 漁業時期以上にわたって休業しようとする場合

(10) 就業届（規則第 19 条第 2 項）

許可を受けた者が、前項の休業中の漁業につき就業しようとする場合

3 その他の知事が必要と認める書類については以下のとおりである。知事は下記に掲げる書類のほか、許可をするかどうかの判断に関し必要と認める書類の提出を求めることがある。

- (1) 許可の操業区域が共同漁業権に係り、行使権者以外のものが申請する場合
漁業権者からの同意書
- (2) 規則第9条第1項第1号の「適格性を有するものでない場合」かどうか判断する場合
ア 誓約書（法人の場合は、代表者及び操業に従事する者）
イ 適格性申立書
- (3) 規則第11条第7項に記載する許可等をすべき船舶等の数及び船舶の総トン数又は漁業者の数が、公示した漁業者の数を超えた場合、すみやかにその旨と「漁業の許可等の基準」に示す優先順位を決定するために必要な資料を追加で提出できる期間について公示することとする。

(日の出及び日没時刻)

第9条 規則第13条の許可等の条件で定めている日の出及び日没の時刻は、国立天文台の示しているこよみを参考にすることとし、別紙「高知県のこよみ」のとおり定める。この表は1年ごとに更新することとする。

(知事許可漁業の漁業種類、操業区域、操業時期、漁業者の資格及び条件など)

第10条 法第57条、省令第70条第1号及び第2号に掲げる漁業及び規則第4条に掲げる漁業第1項第4号から第17号に掲げる漁業の制限措置等の上限、許可の有効期間及び許可等の条件については以下のとおりとする。

1 小型底びき網漁業

(1) 許可等をすべき船舶等の数及び船舶の総トン数又は漁業者の数その他制限措置の上限

漁業種類	操業区域	漁業時期	推進機関の馬力数の上限	船舶の総トン数の上限	許可等をすべき船舶等の数上限	漁業を営む者の資格
手繰第二種漁業 (えびこぎ網)	操業区域 (2)の操業区域をいう。以下同じ。) 1	4月1日から12月31日まで	48キロワット (15馬力)以下	5トン未満	50	高知市春野町以東久枝間の関係漁業協同組合員であって、所属する漁業協同組合において適当であると推薦されたもの
	操業区域 2	5月1日から11月30日まで	540キロワット以下	10トン未満	12	須崎町漁業協同組合又は錦浦漁業

					協同組合の組合員であって、須崎6漁業協同組合長会において当該漁業を営むことを承認されたもの
操業区域3 (1)	9月13日から翌年8月12日まで	540キロワット以下	10トン未満	29 (操業区域3全体で29)	四万十市又は幡多郡黒潮町に住所を有する漁業協同組合員であって、所属する漁業協同組合において適当であると認められたもの
操業区域3 (2)	5月1日から8月12日まで及び9月13日から同月30日まで	540キロワット以下	10トン未満	29 (操業区域3全体で29)	四万十市又は幡多郡黒潮町に住所を有する漁業協同組合員であって、所属する漁業協同組合において適当であると認められたもの
操業区域4	4月1日から12月31日	80キロワット(25馬力)以下	5トン未満	4	すくも湾漁業協同組合

		まで	下			の組合員であって、同組合において適当であると認められたもの
手繰第三種漁業 (貝けた網)	操業区域5	周年	定めなし	3トン未満	10	漁業権者の同意のある者
	操業区域6	周年	定めなし	3トン未満	10	漁業権者の同意のある者
	操業区域7	周年	定めなし	3トン未満	10	漁業権者の同意のある者
	操業区域8	周年	定めなし	3トン未満	10	漁業権者の同意のある者
	操業区域9	周年	定めなし	3トン未満	15	漁業権者の同意のある者
	操業区域10	周年	定めなし	3トン未満	10	漁業権者の同意のある者
	操業区域11	周年	定めなし	3トン未満	10	漁業権者の同意のある者
	操業区域12	周年	定めなし	3トン未満	10	漁業権者の同意のある者

(2) 操業区域

ア 操業区域 1

点の位置

- a 旧香美郡吉川村・旧南国市久枝漁業協同組合共同漁業権境界基点（北緯33度32分7秒、東経133度41分21秒）
- b a から真方位174度10分の線上最大高潮時の海岸線から沖合12,000メートルの点
- c 高知市浦戸高知灯台から真方位164度10分の線上最大高潮時の海岸線から沖合9,800メートルの点
- d e から真方位154度10分の線上最大高潮時の海岸線から沖合9,800メートルの点
- e 高知市仁淀川東岸基点（境界標識灯）

a から e までの各点を順次に直線で結んだ線及び e a 間の最大高潮時の海岸線から沖合1,000メートルの線により囲まれた海域

イ 操業区域 2

青木崎突端から磁針方位125度0分の線以東及び下甲崎（甲崎）突端から磁針方位170度0分の線に至る海域中久礼双名島灯台と神島北端と蜂ヶ尻南端との中央点とを結ぶ線（通称トオル間）及びその延長線以北の海域。ただし、次に掲げる海域を除く。

(ア) 次の a から g までの各点を順次に直線で結んだ線以北の海域

基点甲 須崎市山崎鼻西端

基点乙 須崎市角谷崎高嶮南端

- a 基点甲から真方位132度27分の線と基点乙から真方位101度9分の線との交点
- b 基点甲から真方位188度6分の線と基点乙から真方位120度57分の線との交点
- c 基点甲から真方位182度9分の線と基点乙から真方位133度32分の線との交点
- d 基点甲から真方位194度34分の線と基点乙から真方位149度25分の線との交点
- e 基点甲から真方位201度11分の線と基点乙から真方位139度48分の線との交点
- f 基点甲から真方位202度17分の線と基点乙から真方位141度51分の線との交点
- g 基点甲から真方位232度10分の線と基点乙から真方位188度50分の線との交点

(イ) 次の a から d までの各点を順次に直線で結んだ線及び最大高潮時の海岸線により囲まれた海域

a 須崎市しるでん岬南端

b a から真方位181度14分の線と須崎市久通沖ノ嶮東端から真方位70度36分の線との交点

c d から真方位173度16分の線と須崎市久通沖ノ嶮東端から真方位205度48分の線との交点

d 須崎市久通観音崎南東端

(ウ) 次の a から c までの各点を順次に直線で結んだ線及び最大高潮時の海岸線により囲まれた海域

- a 須崎市コウギノ鼻東南端
- b a から真方位161度44分の線と須崎市野見崎西端から真方位235度0分の線との交点
- c 須崎市大長岬西端

ウ 操業区域3

点の位置

- a 高岡郡・幡多郡界共同漁業権境界基点
- b a から磁針方位120度0分の線と土佐市白ノ鼻突端と高知市に位置する烏帽子山頂上とを通る直線との交点
- c 土佐市白ノ鼻突端と高知市に位置する烏帽子山頂上とを通る直線と土佐清水市葛籠山頂上と同市今ノ山頂上とを通る直線との交点
- d 高岡郡四万十町興津崎突端と土佐清水市足摺岬突端とを結ぶ直線と同市葛籠山頂上と同市今ノ山頂上とを通る直線との交点
- e 高岡郡四万十町興津崎突端と土佐清水市足摺岬突端とを結ぶ直線と四万十市名鹿小名鹿西道崎灯台から磁針方位120度0分の線との交点
- f 四万十市名鹿小名鹿西道崎灯台
- g b c を通る直線と e f を通る直線との交点

(ア) 操業区域3(1)

a から f までの各点を順次に直線で結んだ線及び f a 間の最大高潮時の海岸線により囲まれた海域

(イ) 操業区域3(2)

c d e g の各点を順次に直線で結んだ線及び g と c とを直線で結んだ線により囲まれた海域

エ 操業区域4

点の位置

- a 幡多郡大月町白埼
- b a と宿毛市沖の島町烏帽子埼とを直線で結んだ線と幡多郡大月町柏島灯台と愛媛県南宇和郡愛南町高茂埼灯台とを直線で結んだ線との交点
- c 宿毛市大藤島頂上から同市沖の島町鶴来島西北端と愛媛県南宇和郡愛南町鼻面埼との中央点を見通した線と幡多郡大月町柏島灯台と愛媛県南宇和郡愛南町高茂埼灯台とを直線で結んだ線との交点
- d 宿毛市大藤島頂上

a から d までの各点を順次に直線で結んだ線及び d と a とを直線で結んだ線により囲まれた海域。ただし、最大高潮時の海岸線から沖合1,000メートル以内の海域を除く。

オ 操業区域5

点の位置

- 基点甲 安芸郡・香南市界納屋谷県漁場基点
- 基点乙 香南市夜須町手結・香我美町岸本界共同漁業権境界基点

基点丙 香南市夜須町手結崎灯台

基点丁 香南市夜須町手結崎浦戸瀨県漁場基点

- a 基点丁から基点乙を見通した線から右に58度36分の線上基点丁から507メートルの点
- b 基点丁から基点乙を見通した線から右に50度57分の線上基点丁から448メートルの点
- c 基点丁から基点乙を見通した線から右に13度5分の線上基点丁から678メートルの点
- d 基点丁から基点乙を見通した線から右に9度47分の線上基点丁から811メートルの点
- e 基点丁から基点乙を見通した線から右に8度49分の線上基点丁から898メートルの点
- f 基点乙から基点丁を見通した線から左に28度36分の線上基点乙から1,066メートルの点
- g 基点乙から基点丁を見通した線から左に16度21分の線上基点乙から581メートルの点
- h 基点乙から基点丁を見通した線から左に51度38分の線上基点乙から487メートルの点
- i 基点丙から真方位352度29分の線上基点丙から551メートルの点

基点甲から磁針方位180度0分の線及び基点乙から磁針方位202度30分の線により区切られた海域中基点甲乙間の最大高潮時の海岸線から沖合1,700メートルの線に至る区域。ただし、a bを結ぶ直線、b cを結ぶ曲線（iを中心とする半径275メートルの円弧）、c d、d e、e f、f g及びg hを結ぶ5直線並びにh a間の最大高潮時の海岸線により囲まれた区域を除く。

カ 操業区域6

点の位置

基点甲 香南市夜須町・香我美町岸本界共同漁業権境界基点

基点乙 香南市香我美町328-42番地先漁場基点

基点甲から磁針方位202度30分の線及び基点乙から真方位184度10分の線により区切られた海域中基点甲乙間の最大高潮時の海岸線から沖合400メートルの線に至る区域（高知県漁業協同組合が有する第一種共同漁業権のうち共第1,027号の漁場区域）

キ 操業区域7

点の位置

基点甲 香南市香我美町岸本・赤岡町界共同漁業権境界基点

基点乙 香南市吉川町古川外松ヶ瀬共同漁業権境界基点

基点丙 香南市吉川町古川外松ヶ瀬旧漁場境界石柱

基点甲から磁針方位187度30分の線及び基点乙から基点丙を見通した線から左に90度0分の線により区切られた海域中基点甲乙間の最大高潮時の海岸線から沖合400メートルの線に

至る区域（高知県漁業協同組合が有する第一種共同漁業権のうち共第1,028号の漁場区域）

ク 操業区域8

点の位置

基点甲 香南市吉川町古川外松ヶ瀬共同漁業権境界基点

基点乙 香南市吉川町古川外松ヶ瀬旧漁場境界石柱

基点丙 南国市久枝・香南市吉川町界から東に327メートルの点

基点甲から基点乙を見通した線から左に90度0分の線及び基点丙から磁針方位180度0分の線により区切られた海域中基点甲丙間の最大高潮時の海岸線から沖合400メートルの線に至る区域（高知県漁業協同組合が有する第一種共同漁業権のうち共第1,029号の漁場区域）

ケ 操業区域9

点の位置

基点甲 南国市前浜・浜改田界共同漁業権境界基点

基点乙 南国市浜改田字本村県漁場基点第93号

基点甲から磁針方位180度0分の線及び基点乙から磁針方位180度0分の線により区切られた海域中基点甲乙間の最大高潮時の海岸線から沖合300メートルの線に至る区域。ただし、区画漁業権の漁場区域を除く（浜改田漁業協同組合が有する第一種共同漁業権のうち共第1,032号の漁場区域）。

コ 操業区域10

点の位置

基点甲 高知市仁井田井流17番地共同漁業権境界基点

基点乙 高知市仁井田九窪42番地30号高知港東境界基点

基点甲から磁針方位167度0分の線及び基点乙から磁針方位162度30分の線により区切られた海域中基点甲乙間の最大高潮時の海岸線から沖合400メートルの線に至る区域。ただし、区画漁業権の漁場区域を除く。

サ 操業区域11

点の位置

基点甲 高知市長浜二本松県漁場基点から磁針方位76度58分1,100メートルの点

基点乙 高知市長浜・春野町堺名村崎共同漁業権境界基点

基点甲から磁針方位166度30分の線及び基点乙から磁針方位170度0分の線により区切られた海域中基点甲乙間の最大高潮時の海岸線から沖合400メートルの線に至る区域。ただし、区画漁業権の漁場区域を除く（高知県漁業協同組合が有する第一種共同漁業権のうち共第1,036号の漁場区域）。

シ 操業区域12

点の位置

基点甲 高知市長浜・春野町堺名村崎共同漁業権境界基点

基点乙 土佐市新居・高知市春野町界から磁針方位77度37分486メートルの点

基点甲から磁針方位170度0分の線及び基点乙から磁針方位170度0分の線により区切られた海域中基点甲乙間の最大高潮時の海岸線から沖合400メートルの線に至る区域。ただし、区

画漁業権の漁場区域を除く（春野町漁業協同組合が有する第一種共同漁業権のうち共第1,038号の漁場区域）。

（3）許可の有効期間

操業区域1から12の許可の有効期間は5年とする。ただし、有効期間の途中で新規に許可した場合については5年未満の期間とする。

（4）許可等の条件

ア 操業区域1

（ア）使用する漁具は次に掲げる範囲でなければならない。

- a ビームの長さ8メートル以下とする。
- b 袖網の長さ10メートル以内、袋網（下部）の長さ10メートル以内とする。
- c 魚捕部の網目15センチメートルにつき12節から22節までとする。
- d 使用する漁具は、1統以内とする。

（イ）操業時間は午後6時から午前2時までとする。

（ウ）漁具の臨検を指示された場合は直ちにこれに従わなければならない。

イ 操業区域2

（ア）操業時間は次の①及び②のとおりとする。

- a 5月1日から8月31日までの間は、午後7時から午前3時までとする。
- b 9月1日から11月30日までの間は、午後6時から午前3時までとする。

（イ）使用する漁具は、魚捕部の網目の大きさ15センチメートルにつき12節から22節まで、ビームの長さ11メートル以下のえびこぎ網1統でなければならない。

（ウ）漁船、漁具、漁獲物の臨検を指示された場合は直ちにこれに従わなければならない。

ウ 操業区域3

（ア）操業時間は、午前0時から正午までの間で1日7時間以内とする。

（イ）使用する漁具は、魚捕部の網目の大きさが15センチメートルにつき13節以下、ビームの長さが15メートル以下のえびこぎ網1統でなければならない。

エ 操業区域4

（ア）第三種共同漁業権（つきいそ）漁場区域内で操業してはならない。

（イ）操業時間は日没2時間前から日の出2時間前までとする。

（ウ）使用する漁具は、魚捕部の網目の大きさ15センチメートルにつき14節以下、ビームの長さ15メートル以下のえびこぎ網1統でなければならない。

（エ）漁船、漁具、漁獲物の臨検を指示された場合は直ちにこれに従わなければならない。

オ 操業区域5から12

（ア）操業時間は日の出から日没までとする。

（イ）漁具の規模及び数は、幅1.4メートル以内、高さ0.4メートル以内、爪の間隔1センチメートル以上の貝けた網1統とする。

（ウ）漁具（貝けた）には滑走装置を装着してはならない。

2 中型まき網漁業

（1）許可等をすべき船舶等の数及び船舶の総トン数又は漁業者の数その他制限措置の上限

漁業種類	操業区域	漁業時期	推進機関の馬力数の上限	船舶の総トン数の上限	許可等をすべき船舶等の数の上限	漁業を営む者の資格
火光利用 いわし、 あじ、さ ば中型ま き網	操業区域 ((2)の操 業区域をい う。以下同 じ。)1(1)	周年	定めなし	20トン未満	9 (操業区 域1全体 で9)	定めなし
	操業区域1 (2)	5月1日か ら6月30日 まで	定めなし	20トン未満	9 (操業区 域1全体 で9)	定めなし
しいらま き網	操業区域2	4月1日か ら11月30日 まで	定めなし	20トン未満	8	定めなし
	操業区域3 (1)	3月1日か ら同月31日 まで及び12 月1日から 同月31日ま で	定めなし	20トン未満	8 (操業区 域3全体 で8)	定めなし
	操業区域3 (2)	3月1日か ら12月31日 まで	定めなし	20トン未満	8 (操業区 域3全体 で8)	定めなし
かんぱち 稚魚まき 網	操業区域4 (1) 操業区域4 (2) 操業区域4 (3)	7月1日か ら8月31日 まで	定めなし	10トン未満	10	漁業権区域 で操業する 場合は、漁 業権者の同 意のある者

(2) 操業区域

ア 操業区域 1

(ア) 操業区域 1 (1)

土佐清水市叶崎灯台から真方位255度50分の線以北の高知県地先海域。ただし、次に掲げる区域を除く。

- a 幡多郡大月町柏島灯台とビロー島東南端とを結ぶ直線及びその延長線以東の区域
- b 宿毛市桐島東端から幡多郡大月町ヒバリ小島頂上を結ぶ直線以東の区域
- c 漁業権の漁場区域（共同漁業権者の同意がない場合に限る。）

(イ) 操業区域 1 (2)

宿毛市桐島東端と幡多郡大月町ヒバリ小島頂上とを結ぶ直線以東の海域。ただし、漁業権の漁場区域を除く。

イ 操業区域 2

点の位置

基点甲 大山岬突端

点ア 四十寺山頂から行当岬突端を見通した線と神の峰頂上から磁針方位188度0分の線（大山岬突端から磁針方位180度0分の線）との交点

基点甲と点アとを結ぶ直線及び点アから磁針方位172度0分の線以西並びに高岡郡・幡多郡界共同漁業権境界基点から磁針方位120度0分の線に至る海域。ただし、距岸5,000メートル以内の海域を除く。

ウ 操業区域 3

(ア) 操業区域 3 (1)

操業区域 2 と同じ。

(イ) 操業区域 3 (2)

高岡郡・幡多郡界から磁針方位120度0分の線以西及び土佐清水市足摺岬突端から磁針方位120度0分の線に至る海域。ただし、距岸5,000メートル以内の海域を除く。

エ 操業区域 4

(ア) 操業区域 4 (1)

安芸郡・香南市界納屋谷県漁場基点から磁針方位180度0分の線以東及び高知・徳島両県界から磁針方位135度0分の線に至る海域。ただし、所属漁業協同組合所有の漁業権以外の共同漁業権の漁場区域を除く。

(イ) 操業区域 4 (2)

安芸郡・香南市界納屋谷県漁場基点から磁針方位180度0分の線以西及び高岡郡・幡多郡界共同漁業権境界基点から磁針方位120度0分の線に至る海域。ただし、所属漁業協同組合所有の漁業権以外の共同漁業権の漁場区域を除く。

(ウ) 操業区域 4 (3)

高岡郡・幡多郡界共同漁業権境界基点から磁針方位120度0分の線以西の高知県地先海域。ただし、所属漁業協同組合所有の漁業権以外の共同漁業権の漁場区域を除く。

(3) 許可の有効期間

- ア 操業区域1、2及び4の許可の有効期間は5年とする。ただし、有効期間の途中で新規に許可した場合には5年未満の期間とする。
- イ 操業区域3の許可の有効期間は1年とする。ただし、有効期間の途中で新規に許可した場合には1年未満の期間とする。

(4) 許可等の条件

ア 操業区域1

- (ア) 使用する漁具の規模及び数は、浮子側の長さ600メートル以内、魚捕部の目合は35節以内のまき網1統とする。
- (イ) 漁業権漁業の操業を妨げてはならない。
- (ウ) 灯船は3隻以内とする。ただし、灯船は運搬船としても使用できる。
- (エ) 1漁船あたりの発電機(蓄電池を含む。)の容量は7.5キロワット以内、集魚灯に使用する電球の容量は7.5キロワット以内とする。

イ 操業区域2、3

- (ア) 使用する漁具の規模及び数は、網の長さ(浮子側の長さ)180メートル以内、網の高さ33メートル以内、魚捕部の大きさ(浮子側の長さ)10.5メートル以内、網目の大きさ魚捕部の目合は3.03センチメートル以上、魚捕部以外の部分6.06センチメートル以上の漁具を1統とする。
- (イ) 操業にあたっては、火光を利用してはならない。
- (ウ) 他人の設置した漬を利用してはならない。

ウ 操業区域4

- (ア) 使用する漁具の種類、規模及び数は、浮子側の長さ80メートル以内、網の高さ20メートル以内のまき網1統とする。
- (イ) 操業にあたっては、火光を利用してはならない。
- (ウ) 漬の敷設は所属漁業協同組合の所有する共同漁業権漁場区域以外の区域で行ってはならない。
- (エ) 他人の設置したかんぱち漬及びしいら漬を利用してはならない。

3 なまこ漁業

(1) 許可等をすべき漁業者の数その他制限措置の上限

漁業種類	漁業者の数の上限	操業区域	漁業時期
なまこ漁業	107	操業区域((2)の操業区域をいう。以下同じ。)1	12月1日から翌年3月31日まで
	21	操業区域2	周年
	20	操業区域3	4月1日から8月31日まで

20	操業区域 4	周年
10	操業区域 5 (1) 操業区域 5 (2) 操業区域 5 (3)	4月1日から8月 31日まで
93	操業区域 6	周年
11	操業区域 7	11月1日から翌年 6月30日まで
5	操業区域 8	周年
2	操業区域 9	周年
32	操業区域10	周年
30	操業区域11(1) 操業区域11(2)	周年
1	操業区域12	10月1日から翌年 3月31日まで
31	操業区域13	11月1日から翌年 5月31日まで
52	操業区域14	4月1日から9月 30日まで

(2) 操業区域

ア 操業区域 1 (高知県漁業協同組合が有する第一種共同漁業権のうち共第1,001号の漁場区域)

点の位置

基点甲 高知県と徳島県との海岸線における県界

基点乙 高知・徳島界二子島

基点丙 安芸郡東洋町松ヶ鼻共同漁業権境界基点

甲乙を結ぶ直線及び乙から真方位129度20分の線以南並びに丙から磁針方位110度0分の線に至る海域中甲丙間の最大高潮時の海岸線から沖合400メートルの線に至る区域並びに葛島及び二子島の最大高潮時の海岸線から沖合300メートルの線に至る区域。ただし、区画漁業権の漁場区域を除く。

イ 操業区域 2 (野根漁業協同組合が有する第一種共同漁業権のうち共第1,002号の漁場区域)
点の位置

基点甲 安芸郡東洋町松ヶ鼻共同漁業権境界基点

基点乙 安芸郡東洋町野根・室戸市佐喜浜町界共同漁業権境界基点

甲から磁針方位110度0分の線及び乙から磁針方位115度0分の線により区切られた海域中
甲乙間の最大高潮時の海岸線から沖合400メートルの線に至る区域。ただし、区画漁業権の漁
場区域を除く。

ウ 操業区域 3 (高知県漁業協同組合が有する第一種共同漁業権のうち共第1,004号の漁場区
域)

点の位置

基点甲 室戸市佐喜浜町・室戸岬町椎名界共同漁業権境界基点

基点乙 室戸市室戸岬町椎名・三津界共同漁業権境界基点

甲から磁針方位112度30分の線及び乙から磁針方位95度0分の線により区切られた海域中
甲乙間の最大高潮時の海岸線から沖合400メートルの線に至る区域。ただし、区画漁業権の漁
場区域を除く。

エ 操業区域 4 (高知県漁業協同組合が有する第一種共同漁業権のうち共第1,005号の漁場区
域)

点の位置

基点甲 室戸市室戸岬町椎名・三津界共同漁業権境界基点

基点乙 室戸市室戸岬町六ヶ谷共同漁業権境界基点

甲から磁針方位95度0分の線及び乙から磁針方位106度0分の線により区切られた海域中
甲乙間の最大高潮時の海岸線から沖合400メートルの線に至る区域。ただし、区画漁業権の漁
場区域を除く。

オ 操業区域 5

(ア) 操業区域 5 (1) (高知県漁業協同組合が有する第一種共同漁業権のうち共第1,007号
の漁場区域)

点の位置

基点甲 室戸市室戸岬町高岡上子濬共同漁業権境界基点

基点乙 室戸市室戸岬町室戸岬横ざこ共同漁業権境界基点

甲から磁針方位132度0分の線及び乙から磁針方位226度0分の線により区切られた海域中
甲乙間の最大高潮時の海岸線から沖合400メートルの線に至る区域。ただし、区画漁業権の漁
場区域を除く。

(イ) 操業区域 5 (2) (高知県漁業協同組合が有する第一種共同漁業権のうち共第1,008号
の漁場区域)

点の位置

基点甲 室戸市室戸岬町室戸岬横ざこ共同漁業権境界基点

基点乙 室戸市室戸岬町水尻摺鉢岩共同漁業権境界基点

甲から磁針方位226度0分の線及び乙から磁針方位231度0分の線により区切られた海域中

甲乙間の最大高潮時の海岸線から沖合400メートルの線に至る区域。ただし、区画漁業権の漁場区域を除く。

(ウ) 操業区域5(3)(高知県漁業協同組合が有する第一種共同漁業権のうち共第1,009号の漁場区域)

点の位置

基点甲 室戸市室戸岬町水尻摺鉢岩共同漁業権境界基点

基点乙 室戸市室戸岬町・室津界共同漁業権境界基点

甲から磁針方位231度0分の線及び乙から磁針方位235度0分の線により区切られた海域中甲乙間の最大高潮時の海岸線から沖合400メートルの線に至る区域。ただし、区画漁業権の漁場区域を除く。

カ 操業区域6

点の位置

基点A 安芸郡芸西村長谷寄穴瀬県漁場基点第42号

基点B 安芸市伊尾木大師岩共同漁業権境界基点

基点C 安芸市下山県漁場基点第35号

Aから磁針方位185度0分の線以東及びBから磁針方位222度0分の線の線に至る海域中距岸1,700メートル以内の区域並びにBから磁針方位222度0分の線以東及びCから磁針方位222度0分の線に至る海域中水深40メートル以浅の区域。ただし、区画漁業権の漁場区域を除く。

キ 操業区域7(高知県漁業協同組合が有する第二種共同漁業権のうち共第2,027号の漁場区域)

点の位置

基点甲 安芸郡・香南市界納屋谷共同漁業権境界基点

基点乙 香南市夜須町・香我美町岸本界共同漁業権境界基点

基点丙 香南市夜須町手結崎灯台

基点丁 香南市夜須町手結崎浦戸瀬県漁場基点

ア 丁から乙を見通した線から右に58度36分の線上丁から507メートルの点

イ 丁から乙を見通した線から右に50度57分の線上丁から448メートルの点

ウ 丁から乙を見通した線から右に13度5分の線上丁から678メートルの点

エ 丁から乙を見通した線から右に9度47分の線上丁から811メートルの点

オ 丁から乙を見通した線から右に8度49分の線上丁から898メートルの点

カ 乙から丁を見通した線から左に28度36分の線上乙から1,066メートルの点

キ 乙から丁を見通した線から左に16度21分の線上乙から581メートルの点

ク 乙から丁を見通した線から左に51度38分の線上乙から487メートルの点

ケ 丙から真方位352度29分の線上丙から551メートルの点

甲から磁針方位180度0分の線及び乙から磁針方位202度30分の線により区切られた海域中甲乙間の最大高潮時の海岸線から沖合1,000メートルの線に至る区域。ただし、次に掲げる区域を除く。

a 区画漁業権の漁場区域

b アイを結ぶ直線、イウを結ぶ曲線（ケを中心とする半径275メートルの円弧）、ウエ、エオ、オカ、カキ及びキクを結ぶ5直線並びにクア間の最大高潮時の海岸線により囲まれた区域

ク 操業区域8（高知県漁業協同組合が有する第二種共同漁業権のうち共第2,030号の漁場区域）

点の位置

基点甲 高知市浦戸竜王崎共同漁業権境界基点

基点乙 高知市長浜二本松県漁場基点から磁針方位76度58分1,100メートルの点

甲から磁針方位80度0分の線及び乙から磁針方位166度30分の線により区切られた海域中甲乙間の最大高潮時の海岸線から沖合1,000メートルの線に至る区域。ただし、区画漁業権の漁場区域を除く。

ケ 操業区域9（高知県漁業協同組合が有する第二種共同漁業権のうち共第2,033号の漁場区域）

点の位置

基点甲 土佐市荻崎突端

基点乙 土佐市荻崎すずき濠県漁場基点

基点丙 須崎市・土佐市界赤濠共同漁業権境界基点

基点丁 須崎市浦ノ内・土佐市宇佐町界かやぐろの鼻境界基点

基点戊 須崎市浦ノ内中崎共同漁業権境界基点

甲乙を結ぶ直線、甲から磁針方位145度0分の線及び丙から磁針方位150度0分の線により区切られた海域中甲丙間の最大高潮時の海岸線から沖合1,000メートルの線に至る区域。ただし、次に掲げる区域を除く。

(ア) 区画漁業権の漁場区域

(イ) 丁戊を見通した線以西の浦ノ内湾内

コ 操業区域10（高知県漁業協同組合が有する第一種共同漁業権のうち共第1,042号の漁場区域）

点の位置

基点甲 須崎市・土佐市界赤濠共同漁業権境界基点

基点乙 須崎市下甲崎共同漁業権境界基点

甲から磁針方位150度0分の線及び乙から磁針方位170度0分の線により区切られた海域中甲乙間の最大高潮時の海岸線から沖合400メートルの線に至る区域。ただし、区画漁業権の漁場区域を除く。

サ 操業区域11

(ア) 操業区域11(1)（高知県漁業協同組合、野見漁業協同組合及び大谷漁業協同組合が有する第一種共同漁業権のうち共第1,045号の漁場区域）

点の位置

基点甲 須崎市久通観音崎共同漁業権境界基点

基点乙 須崎市神木の鼻共同漁業権境界基点

基点丙 須崎市戸島高瀬

基点丁 須崎市久通沖の瀬漁場基点

甲から丁を見通した線から右に72度2分の線及び乙丙を結ぶ直線の延長線により区切られた海域中甲乙間の最大高潮時の海岸線から沖合400メートルの線に至る区域並びに戸島、神島及び中の島の最大高潮時の海岸線から沖合400メートルの線に至る区域。ただし、区画漁業権の漁場区域を除く。

(イ) 操業区域11(2) (須崎釣漁業協同組合、錦浦漁業協同組合及び須崎町漁業協同組合が有する第一種共同漁業権のうち共第1,046号の漁場区域)

点の位置

基点甲 須崎市神木の鼻共同漁業権境界基点

基点乙 須崎市山崎鼻共同漁業権境界基点

基点丙 須崎市角谷崎高瀬共同漁業権境界基点

基点丁 須崎市角谷岬突端

基点戊 須崎市・高岡郡中土佐町青木崎共同漁業権境界基点

基点己 須崎市戸島高瀬

ア 乙から丙を見通した線から左に104度23分の線と丙から乙を見通した線から右に44度19分の線との交点

イ 乙から丙を見通した線から左に85度56分の線と丙から乙を見通した線から右に49度2分の線との交点

ウ 乙から丙を見通した線から左に27度15分の線と丙から乙を見通した線から右に87度37分の線との交点

エ 乙から丙を見通した線から左に4度40分の線と丙から乙を見通した線から右に132度36分の線との交点

甲己を結ぶ直線の延長線及び戊から磁針方位125度0分の線により区切られた海域から、アイ、イウ、ウエ及びエ丁を結ぶ4直線以北の須崎湾を除く海域中甲ア及び丁戊間の最大高潮時の海岸線から沖合400メートルの線に至る区域並びに安和小島の最大高潮時の海岸線から沖合400メートルの線に至る区域。ただし、区画漁業権の漁場区域を除く。

シ 操業区域12 (高知県漁業協同組合が有する第一種共同漁業権のうち共第1,053号の漁場区域)

点の位置

基点甲 高岡郡・幡多郡界共同漁業権境界基点

基点乙 幡多郡黒潮町横浜・白浜界共同漁業権境界基点

甲から磁針方位120度0分の線及び乙から磁針方位165度0分の線により区切られた海域中甲乙間の最大高潮時の海岸線から沖合400メートルの線に至る区域。ただし、区画漁業権の漁場区域を除く。

ス 操業区域13 (高知県漁業協同組合が有する第一種共同漁業権のうち共第1,057号の漁場区域)

点の位置

基点甲 幡多郡黒潮町新磯高碇（舟戸碇から磁針方位248度963.5メートル）から磁針方位240度600メートルの点

基点乙 幡多郡黒潮町入野・田野浦界（カキセ川）共同漁業権境界基点

甲から磁針方位140度0分の線及び乙から磁針方位110度0分の線により区切られた海域中甲乙間の最大高潮時の海岸線から沖合400メートルの線に至る区域。ただし、区画漁業権の漁場区域を除く。

セ 操業区域14（高知県漁業協同組合が有する第一種共同漁業権のうち共第1,062号の漁場区域）

点の位置

基点甲 土佐清水市布・下ノ加江界牛の子碇共同漁業権境界基点

基点乙 土佐清水市久百々・大岐界共同漁業権境界基点

甲から磁針方位138度0分の線及び乙から磁針方位85度0分の線により区切られた海域中甲乙間の最大高潮時の海岸線から沖合400メートルの線に至る区域。ただし、区画漁業権の漁場区域を除く。

(3) 許可の有効期間

許可の有効期間は当分の間1年とする。ただし、有効期間の途中で新規に許可した場合については1年未満の期間とする。

(4) 許可等の条件

ア 素潜りによる採捕に限る。

イ 潜水器を使用してはならない。

ウ 使用船舶の有無を問わず、漁場を歩行又は遊泳或いは漂泊しながら素手又はは具・やす或いはたも網等の許可を要しない漁具・漁法での採捕に限る。

4 小型まき網漁業

(1) 許可等をすべき船舶等の数及び船舶の総トン数又は漁業者の数その他制限措置の上限

漁業種類	操業区域	漁業時期	推進機関の馬力数の上限	船舶の総トン数の上限	許可等をすべき船舶等の数の上限	漁業を営む者の資格
火光利用 いわしま き網	操業区域 ((2)の操業区域をいう。以下同じ。)1(1)	周年	定めなし	5トン未満	2 (操業区域1全体で2)	漁業権区域で操業する場合は、漁業権者の同意のある者

操業区域 1 (2)	8月1日から9月30日まで	定めなし	5トン未満	2 (操業区域1全体で2)	漁業権区域で操業する場合は、漁業権者の同意のある者
操業区域 2 (1)	周年	定めなし	5トン未満	9 (操業区域2全体で9)	漁業権区域で操業する場合は、漁業権者の同意のある者
操業区域 2 (2)	8月1日から9月30日まで	定めなし	5トン未満	9 (操業区域2全体で9)	漁業権区域で操業する場合は、漁業権者の同意のある者
操業区域 3 (1)	周年	定めなし	5トン未満	11 (操業区域3全体で11)	漁業権区域で操業する場合は、漁業権者の同意のある者
操業区域 3 (2)	8月1日から9月30日まで	定めなし	5トン未満	11 (操業区域3全体で11)	漁業権区域で操業する場合は、漁業権者の同意のある者
操業区域 4 (1)	周年	定めなし	5トン未満	3 (操業区域4全体で3)	漁業権区域で操業する場合は、漁業権者の同意のある者
操業区域 4 (2)	8月1日から9月30日まで	定めなし	5トン未満	3 (操業区域4全体で3)	漁業権区域で操業する

		まで			域4全体 で3)	場合は、漁 業権者の同 意のある者
	操業区域5 (1)	周年	定めなし	5トン未満	1 (操業区 域5全体 で1)	漁業権区域 で操業する 場合は、漁 業権者の同 意のある者
	操業区域5 (2)	8月1日か ら9月30日 まで	定めなし	5トン未満	1 (操業区 域5全体 で1)	漁業権区域 で操業する 場合は、漁 業権者の同 意のある者
しいらま き網	操業区域6	4月1日か ら11月30日 まで	定めなし	5トン未満	10	定めなし
	操業区域7 (1)	3月1日か ら同月31日 まで及び12 月1日から 同月31日ま で	定めなし	5トン未満	10 (操業区 域7全体 で10)	定めなし
	操業区域7 (2)	3月1日か ら12月31日 まで	定めなし	5トン未満	10 (操業区 域7全体 で10)	定めなし
かんぱち 稚魚まき 網	操業区域8	7月1日か ら8月31日 まで	定めなし	5トン未満	0	漁業権区域 で操業する 場合は、漁 業権者の同 意のある者

操業区域9	7月1日から8月31日まで	定めなし	5トン未満	7	漁業権区域で操業する場合は、漁業権者の同意のある者
操業区域10	7月1日から8月31日まで	定めなし	5トン未満	3	漁業権区域で操業する場合は、漁業権者の同意のある者

(2) 操業区域

ア 操業区域1

(ア) 操業区域1(1)

幡多郡大月町安満地松島小島から愛媛県愛南町天巖ノ鼻を見通した線以東の高知県海域のうち定置漁業権の保護区域及びすくも湾漁業協同組合が所有し、同漁業協同組合本所が管理する第二種共同漁業権の漁場区域以外の漁業権区域を除いた区域。ただし、すくも湾漁業協同組合が所有し、同漁業協同組合本所が管理する第二種共同漁業権の漁場区域以外の共同漁業権の漁場区域にあつては、当該漁業権者及び隣接区域の漁業権者の同意を得て、その承諾書を携帯する場合は、当該承諾の範囲内での操業を認める。

(イ) 操業区域1(2)

幡多郡大月町柏島赤灯台から愛媛県愛南町天巖ノ鼻見通した線以東の高知県海域のうち定置漁業権の保護区域及びすくも湾漁業協同組合が所有し、同漁業協同組合本所が管理する第二種共同漁業権の漁場区域以外の漁業権区域及び(ア)の区域を除いた区域。ただし、すくも湾漁業協同組合が所有し、同漁業協同組合本所が管理する第二種共同漁業権の漁場区域以外の共同漁業権の漁場区域にあつては、当該漁業権者及び隣接区域の漁業権者の同意を得て、その承諾書を携帯する場合は、当該承諾の範囲内での操業を認める。

イ 操業区域2

(ア) 操業区域2(1)

幡多郡大月町安満地松島小島から愛媛県愛南町天巖ノ鼻見通した線以東の高知県海域のうち定置漁業権の保護区域及びすくも湾漁業協同組合が所有し、同漁業協同組合小筑紫町統括支所が管理する第二種共同漁業権の漁場区域における旧小筑紫四漁協管理分(内外ノ浦、小筑紫、大海及び栄喜)以外の漁業権区域を除いた区域。ただし、すくも湾漁業協同組合が所有し、同漁業協同組合小筑紫町統括支所が管理する第二種共同漁業権の漁場区域のうち旧小筑紫四漁協管理分(内外ノ浦、小筑紫、大海及び栄喜)以外の共同漁業権の漁場区域にあつては、当該漁業権者及び隣接区域の漁業権者の同意を得て、その承諾書を携帯する場合は、当該承諾の範囲内での操業を認める。

(イ) 操業区域2(2)

幡多郡大月町柏島赤灯台から愛媛県愛南町天巖ノ鼻見通した線以東の高知県海域のうち定置漁業権の保護区域及びすくも湾漁業協同組合が所有し、同漁業協同組合小筑紫町統括支所が管理する第二種共同漁業権の漁場区域における旧小筑紫四漁協管理分（内外ノ浦、小筑紫、大海及び栄喜）以外の漁業権区域を除いた区域及び(ア)の区域を除いた区域。ただし、すくも湾漁業協同組合が所有し、同漁業協同組合小筑紫町統括支所が管理する第二種共同漁業権の漁場区域のうち旧小筑紫四漁協管理分（内外ノ浦、小筑紫、大海及び栄喜）以外の共同漁業権の漁場区域にあつては、当該漁業権者及び隣接区域の漁業権者の同意を得て、その承諾書を携帯する場合は、当該承諾の範囲内での操業を認める。

ウ 操業区域 3

(ア) 操業区域 3 (1)

幡多郡大月町安満地松島小島から愛媛県愛南町天巖ノ鼻見通した線以東の高知県海域のうち定置漁業権の保護区域及びすくも湾漁業協同組合が所有し、同漁業協同組合小筑紫町統括支所が管理する第二種共同漁業権の漁場区域における旧小筑紫四漁協管理分（内外ノ浦、小筑紫、大海及び栄喜）及び旧栄喜漁業協同組合管理分以外の漁業権区域を除いた区域

(イ) 操業区域 3 (2)

幡多郡大月町柏島赤灯台から愛媛県愛南町天巖ノ鼻見通した線以東の高知県海域のうち定置漁業権の保護区域及びすくも湾漁業協同組合が所有し、同漁業協同組合小筑紫町統括支所が管理する第二種共同漁業権の漁場区域における旧小筑紫四漁協管理分（内外ノ浦、小筑紫、大海及び栄喜）及び旧栄喜漁業協同組合管理分以外の漁業権区域を除いた区域並びに(ア)の区域を除いた区域。ただし、すくも湾漁業協同組合が所有し、同漁業協同組合小筑紫町統括支所が管理する第二種共同漁業権の漁場区域のうち旧小筑紫四漁協管理分（内外ノ浦、小筑紫、大海及び栄喜）及び旧栄喜漁業協同組合管理分以外の共同漁業権の漁場区域にあつては、当該漁業権者及び隣接区域の漁業権者の同意を得て、その承諾書を携帯する場合は、当該承諾の範囲内での操業を認める。

エ 操業区域 4

(ア) 操業区域 4 (1)

幡多郡大月町安満地松島小島から愛媛県愛南町天巖ノ鼻見通した線以東の高知県海域のうち定置漁業権の保護区域及び藻津漁業協同組合が有する第二種共同漁業権以外の漁業権区域を除いた区域。ただし、藻津漁業協同組合が所有する第二種共同漁業権の漁場区域以外の共同漁業権区域にあつては、当該漁業権者及び隣接区域の漁業権者の同意を得て、その承諾書を携帯する場合は、当該承諾の範囲内での操業を認める。

(イ) 操業区域 4 (2)

幡多郡大月町柏島赤灯台から愛媛県愛南町天巖ノ鼻見通した線以東の高知県海域のうち定置漁業権保護区域及び藻津漁業協同組合が有する第二種共同漁業権以外の漁業権区域を除いた区域並びに(ア)の区域を除いた区域。ただし、藻津漁業協同組合が所有する第二種共同漁業権の漁場区域以外の共同漁業権区域にあつては、当該漁業権者及び隣接区域の漁業権者の同意を得て、その承諾書を携帯する場合は、当該承諾の範囲内での操業を認める。

オ 操業区域 5

(ア) 操業区域5(1)

幡多郡大月町安満地松島小島から愛媛県愛南町天巖ノ鼻見通した線以東の高知県海域のうち定置漁業権の保護区域及び橘浦漁業協同組合が有する第二種共同漁業権以外の漁業権区域を除いた区域。ただし、橘浦漁業協同組合が所有する第二種共同漁業権の漁場区域以外の共同漁業権区域にあつては、当該漁業権者及び隣接区域の漁業権者の同意を得て、その承諾書を携帯する場合は、当該承諾の範囲内での操業を認める。

(イ) 操業区域5(2)

幡多郡大月町柏島赤灯台から愛媛県愛南町天巖ノ鼻見通した線以東の高知県海域のうち定置漁業権保護区域及び橘浦漁業協同組合が有する第二種共同漁業権以外の漁業権区域を除いた区域並びに(ア)の区域を除いた区域。ただし、橘浦漁業協同組合が所有する第二種共同漁業権の漁場区域以外の共同漁業権区域にあつては、当該漁業権者及び隣接区域の漁業権者の同意を得て、その承諾書を携帯する場合は、当該承諾の範囲内での操業を認める。

カ 操業区域6

点の位置

基点甲 大山岬突端

点ア 四十寺山頂から行当岬突端を見通した線と神の峰頂上から磁針方位188度0分の線(大山岬突端から磁針方位180度0分の線)との交点

基点甲と点アとを結ぶ直線及び点アから磁針方位172度0分の線以西並びに高岡郡・幡多郡界共同漁業権境界基点から磁針方位120度0分の線に至る海域。ただし、距岸5,000メートル以内の海域を除く。

キ 操業区域7

(ア) 操業区域7(1)

操業区域6と同じ。

(イ) 操業区域7(2)

高岡郡・幡多郡界から磁針方位120度0分の線以西及び土佐清水市足摺岬突端から磁針方位120度0分の線に至る海域。ただし、距岸5,000メートル以内の海域を除く。

ク 操業区域8

安芸郡・香南市界納屋谷県漁場基点から磁針方位180度0分の線以東及び高知・徳島両県界から磁針方位135度0分の線に至る海域。ただし、所属漁業協同組合所有の漁業権以外の共同漁業権の漁場区域を除く。

ケ 操業区域9

安芸郡・香南市界納屋谷県漁場基点から磁針方位180度0分の線以西及び高岡郡・幡多郡界共同漁業権境界基点から磁針方位120度0分の線に至る海域。ただし、所属漁業協同組合所有の漁業権以外の共同漁業権の漁場区域を除く。

コ 操業区域10

高岡郡・幡多郡界共同漁業権境界基点から磁針方位120度0分の線以西の高知県地先海域。ただし、所属漁業協同組合所有の漁業権以外の共同漁業権の漁場区域を除く。

(3) 許可の有効期間

ア 操業区域1から6及び8から10の許可の有効期間は5年とする。ただし、有効期間の途中で新規に許可した場合については5年未満の期間とする。

イ 操業区域7の許可の有効期間は1年とする。ただし、有効期間の途中で新規に許可した場合については1年未満の期間とする。

(4) 許可等の条件

ア 操業区域1から5

(ア) 使用する漁具の規模及び数については、浮子側の長さ120m以内、高さ75m以内、魚捕部の目合いが50cmにつき120径以上のまき網1統とする。

(イ) 使用する漁船は許可船1隻と附属船2隻以内とし、そのうち火船は2隻以内とする。

(ウ) 火船1隻あたりの集魚灯に使用する電球の容量は2キロワット以内とする。

(エ) 操業中は許可船（網を巻きあげる船）を碇で固定すること。

(オ) 流し灯具を使用してはならない。

(カ) 漁業権漁業の操業を妨げてはならない。

(キ) 1漁船あたりの発電機(蓄電池を含む。)の容量は7.5キロワット以内とする。

イ 操業区域6、7

(ア) 使用する漁具の規模及び数は、網の長さ（浮子側の長さ）180メートル以内、網の高さ33メートル以内、魚捕部の大きさ（浮子側の長さ）10.5メートル以内、網目の大きさ魚捕部の目合いは3.03センチメートル以上、魚捕部以外の部分6.06センチメートル以上の漁具を1統とする。

(イ) 操業にあたっては、火光を利用してはならない。

(ウ) 他人の設置した漬を利用してはならない。

ウ 操業区域8から10

(ア) 使用する漁具の種類、規模及び数は、浮子側の長さ80メートル以内、網の高さ20メートル以内のまき網1統とする。

(イ) 操業にあたっては、火光を利用してはならない。

(ウ) 漬の敷設は所属漁業協同組合の所有する共同漁業権漁場区域以外の区域へ行ってはならない。

(エ) 他人の設置したかんぱち漬及びしいら漬を利用してはならない。

5 機船船びき網漁業

(1) 許可等をすべき船舶等の数及び船舶の総トン数又は漁業者の数その他制限措置の上限

漁業種類	操業区域	漁業時期	推進機関の馬力数の上限	船舶の総トン数の上限	許可等をすべき船舶等の数の上限	漁業を営む者の資格
いわし、しらす機	操業区域((2)の操	9月1日から同月30日	定めなし	10トン未満	6 (操業区	漁業権区域で操業する

船船びき 網漁業	業区域をい う。以下同 じ。) 1 (1)	まで及び11 月16日から 翌年5月31 日まで			域1全体 で6)	場合は、漁 業権者の同 意のある者
	操業区域1 (2)	10月1日か ら11月15日 まで	定めなし	10トン未満	6 (操業区 域1全体 で6)	漁業権区域 で操業する 場合は、漁 業権者の同 意のある者
	操業区域2 (1) 操業区域2 (2)	周年	定めなし	10トン未満	84	漁業権区域 で操業する 場合は、漁 業権者の同 意のある者
	操業区域3 (1)	周年	定めなし	10トン未満	54 (操業区 域3全体 で54)	漁業権区域 で操業する 場合は、漁 業権者の同 意のある者
	操業区域3 (2)	3月15日か ら翌年1月 14日まで	定めなし	10トン未満	54 (操業区 域3全体 で54)	漁業権区域 で操業する 場合は、漁 業権者の同 意のある者
	操業区域4 (1)	周年	定めなし	10トン未満	42 (操業区 域4全体 で42)	漁業権区域 で操業する 場合は、漁 業権者の同 意のある者
	操業区域4 (2)	3月15日か ら翌年1月 14日まで	定めなし	10トン未満	42 (操業区 域4全体 で42)	漁業権区域 で操業する 場合は、漁

				で42)	業権者の同意のある者
操業区域5	周年	定めなし	10トン未満	54	漁業権区域で操業する場合は、漁業権者の同意のある者
操業区域6 (1)	周年	定めなし	10トン未満	8 (操業区域6全体で8)	漁業権区域で操業する場合は、漁業権者の同意のある者
操業区域6 (2)	4月6日から翌年1月14日まで	定めなし	10トン未満	8 (操業区域6全体で8)	漁業権区域で操業する場合は、漁業権者の同意のある者
操業区域7	周年	定めなし	10トン未満	72	漁業権区域で操業する場合は、漁業権者の同意のある者
操業区域8	9月1日から翌年4月30日まで	定めなし	10トン未満	32	漁業権区域で操業する場合は、漁業権者の同意のある者
操業区域9 (1)	7月1日から翌年5月31日まで	定めなし	10トン未満	118 (操業区域9全体で118)	漁業権区域で操業する場合は、漁業権者の同意のある者

操業区域9 (2)	4月8日から5月31日まで及び7月1日から11月15日まで	定めなし	10トン未満	118 (操業区域9全体で118)	漁業権区域で操業する場合は、漁業権者の同意のある者
操業区域10	9月1日から翌年6月30日まで	定めなし	10トン未満	6	漁業権区域で操業する場合は、漁業権者の同意のある者

(2) 操業区域

ア 操業区域1

(ア) 操業区域1(1)

点の位置

基点A 安芸郡奈半利町・田野町界共同漁業権境界基点

基点B 安芸市下山県漁場基点第35号

基点Aから磁針方位207度0分の線及び基点Bから磁針方位220度0分の線により区切られた海域中安芸郡奈半利町加領郷港口と同郡田野町三ツ石沖定置網の垣網の丘のとめとを結ぶ直線及び同垣網のとめから同郡安田町唐ノ浜沖定置網の垣網の丘のとめを見通した線以北の区域。ただし、両定置網の切りあげ後は、水深40メートル以浅の区域とする。

(イ) 操業区域1(2)

(ア)の区域のうち高知県漁業協同組合が有し、同漁業協同組合田野支所又は同漁業協同組合安田支所が管理する共同漁業権の漁場区域

イ 操業区域2

点の位置

基点A 安芸郡・香南市界納屋谷共同漁業権境界基点

基点B 安芸市伊尾木大師岩共同漁業権境界基点

基点C 安芸市下山県漁場基点第35号

点ア 北緯33度29分27.5秒、東経133度55分24.4秒

点イ 北緯33度29分16.7秒、東経133度55分19.1秒

点ウ 北緯33度28分59.1秒、東経133度55分60.0秒

点エ 北緯33度29分07.6秒、東経133度56分07.0秒

点オ 北緯33度29分13.9秒、東経133度55分57.7秒

点カ 北緯33度33分06.0秒、東経133度52分15.4秒

点キ 北緯33度30分00.4秒、東経133度52分14.9秒

点ク 北緯33度29分57.9秒、東経133度52分40.6秒

点ケ 北緯33度30分03.4秒、東経133度52分40.0秒

(ア) 操業区域2(1)

次に掲げる区域

- a 基点Aから磁針方位185度0分の線以東及び基点Bから磁針方位222度0分の線に至る海域中水深40メートル以浅の区域(距岸1,700メートル以内の区域を除く。)。ただし、距岸1,700メートル以内の共同漁業権区域内にあつては、当該漁業権者の承諾を得た場合は、当該承諾の範囲内で操業することができる。
- b 点アイ、イウ、ウエ、エオ及びオアを結ぶ5直線により囲まれた区域
- c 点カキ、キク、クケ及びケカを結ぶ4直線により囲まれた区域

(イ) 操業区域2(2)

基点Bから磁針方位222度0分の線以東及び基点Cから磁針方位220度0分の線に至る海域中水深40メートル以浅の区域

ウ 操業区域3

点の位置

- 基点A 香南市夜須町手結崎灯台
- 基点B 高知港口防波堤船びき基点
- 基点C 高知市浦戸御殿の鼻航路導標
- 基点D 高知市仁井田中の栈橋であれ防波堤基点
- 基点E 高知市仁井田井流17番地共同漁業権境界基点
- 基点F 高知市仁井田九窪42番地30号高知港東境界基点
- 基点G 須崎市下甲崎(甲崎)突端
- 基点H 須崎市上甲崎(地ノ鼻)突端
- 基点I 安芸郡・香南市界納屋谷共同漁業権境界基点
- 基点J 赤岡漁港第2防潮堤東端
- 基点K 後川放水路水門西端

点ア 基点Bから基点Cを見通した線から左に106度34分の線上基点Bから1,435メートルの点

点イ 基点Eから磁針方位167度の線上最大高潮時の海岸線から沖合1,700メートルの点

点ウ 基点Dから基点Bを見通した線から左に14度59分の線と基点Bから基点Dを見通した線から右に126度36分の線との交点

点エ 点ウから磁針方位159度0分の線上点ウから625メートルの点

点オ 基点Fから真方位162度30分の線と点イと点エとを結ぶ直線との交点

(ア) 操業区域3(1)

基点Iから磁針方位185度0分の線以西並びに基点Bと点アとを結ぶ直線及び点アから磁針方位165度0分の線に至る海域中基点Gから基点Hを見通した線以北で、次に掲げる区域を除いた区域。ただし、aの区域にあつては、当該漁業権者の承諾を得た場合は、当該承諾の範囲内で操業することができる。

- a 距岸1,700メートル以内であって、dの区域及びeの区域を除いた共同漁業権区域
- b 高知港内の区域のうち高知市浦戸えびす碇から真方位334度34分の線以東の外海を除いた区域
- c 基点D点ウ、点ウエ、点エオ及び点オ基点Fを結ぶ4直線並びに基点D F間の最大高潮時の海岸線により囲まれた区域
- d 基点Aから磁針方位184度0分の線以東の海域のうち漁業権区域
- e 基点Jから磁針方位180度0分の線及び基点Kから磁針方位180度0分の線により区切られた海域中最大高潮時の海岸線から沖合700メートルの線に至る区域

(イ) 操業区域3(2)

基点Jから磁針方位180度0分の線及び基点Kから磁針方位180度0分の線により区切られた海域中最大高潮時の海岸線から沖合700メートルの線に至る区域のうち共同漁業権区域を除いた区域。ただし、共同漁業権区域にあつては、当該漁業権者の承諾を得た場合は、当該承諾の範囲内で操業することができる。

エ 操業区域4

点の位置

- 基点A 香南市夜須町手結崎灯台
- 基点B 高知港口防波堤船びき基点
- 基点C 高知市浦戸御殿の鼻航路導標
- 基点D 高知市仁井田中の栈橋であれ防波堤基点
- 基点E 高知市仁井田井流17番地共同漁業権境界基点
- 基点F 高知市仁井田九窪42番地30号高知港東境界基点
- 基点G 須崎市下甲崎(甲崎)突端
- 基点H 須崎市上甲崎(地ノ鼻)突端
- 基点I 安芸郡・香南市界納屋谷共同漁業権境界基点
- 基点J 赤岡漁港第2防潮堤東端
- 基点K 後川放水路水門西端

点ア 基点Bから基点Cを見通した線から左に106度34分の線上基点Bから1,435メートルの点

点イ 基点Eから磁針方位167度0分の線上最大高潮時の海岸線から沖合1,700メートルの点

点ウ 基点Dから基点Bを見通した線から左に14度59分の線と基点Bから基点Dを見通した線から右に126度36分の線との交点

点エ 点ウから真方位159度0分の線上点ウから625メートルの点

点オ 基点Fから真方位162度30分の線と点イと点エとを結ぶ直線との交点

- a 北緯33度29分56.1秒、東経133度34分57.0秒
- b 北緯33度29分54.7秒、東経133度35分26.8秒
- c 北緯33度30分16.8秒、東経133度35分31.7秒
- d 北緯33度30分16.8秒、東経133度36分04.2秒

- e 北緯33度30分43.2秒、東経133度35分53.4秒
- f 北緯33度30分40.5秒、東経133度35分51.0秒
- g 北緯33度30分39.6秒、東経133度35分52.5秒

(ア) 操業区域4(1)

基点Iから磁針方位185度0分の線以西並びに基点Bと点アとを結ぶ直線及び点アから磁針方位165度0分の線に至る海域中基点Gから基点Hを見通した線以北で、次に掲げる区域を除いた区域。ただし、(a)の区域にあっては、当該漁業権者の承諾を得た場合は、当該承諾の範囲内で操業することができる。

- (a) 距岸1,700メートル以内であって、(d)の区域及び(e)の区域を除いた共同漁業権区域
- (b) 高知港内の区域のうち高知市浦戸えびす碇から真方位334度34分の線以東の外海を除いた区域
- (c) 基点D点ウ、点ウエ、点エオ及び点オ基点Fを結ぶ4直線並びに基点D F間の最大高潮時の海岸線により囲まれた区域。ただし、a、b及び点エを順次に結んだ直線並びに点エとaとを結んだ直線により囲まれた区域並びにcからgまでの各点を順次に結んだ直線及びgとcとを結んだ直線により囲まれた区域を除く。
- (d) 基点Aから磁針方位184度0分の線以東の海域のうち漁業権区域
- (e) 基点Jから磁針方位180度0分の線及び基点Kから磁針方位180度0分の線により区切られた海域中最大高潮時の海岸線から沖合700メートルの線に至る区域

(イ) 操業区域4(2)

基点Jから磁針方位180度0分の線及び基点Kから磁針方位180度0分の線により区切られた海域中最大高潮時の海岸線から沖合700メートルの線に至る区域のうち共同漁業権区域を除いた区域。ただし、共同漁業権区域にあっては、当該漁業権者の承諾を得た場合は、当該承諾の範囲内で操業することができる。

オ 操業区域5

点の位置

- 基点A 高知港口防波堤船びき基点
- 基点B 高知市浦戸御殿の鼻航路導標
- 基点C 土佐市荻岬すずき碇共同漁業権境界基点
- 基点D 須崎市下甲崎(甲崎)突端
- 基点E 須崎市上甲崎(地ノ鼻)突端
- 基点F 高知市春野町文庫ノ鼻突端
- 基点G 国土交通省荻岬観測所カメラ鉄塔

点ア 基点Aから基点Bを見通した線から左に106度34分の線上基点Aから1,435メートルの点

点イ 基点Cから磁針方位145度0分の線上基点Cから2,320メートルの点

基点Aと点アとを結ぶ直線及び点アから磁針方位165度0分の線以西並びに基点Cと点イとを結ぶ線及び点イから磁針方位170度0分の線に至る海域中基点Dから基点Eを見通した

線以北で、次に掲げる区域を除いた区域。ただし、aの区域にあつては、当該漁業権者の承諾を得た場合は、当該承諾の範囲内で操業することができる（1月15日から3月14日までの間におけるbの区域を除く。）。

a 距岸1,700メートル以内の共同漁業権区域

b 基点Fから磁針方位170度0分の線及び基点Gから磁針方位145度0分の線により区切られた海域中基点F G間の最大高潮時の海岸線から沖合700メートルの線に至る区域

カ 操業区域6

(ア) 操業区域6(1)

点の位置

基点A 高知港口防波堤船びき基点

基点B 高知市浦戸御殿の鼻航路導標

基点C 土佐市荻岬すずき渚共同漁業権境界基点

基点D 須崎市下甲崎(甲崎)突端

基点E 須崎市上甲崎(地ノ鼻)突端

基点F 高知市春野町文庫ノ鼻突端

基点G 国土交通省荻岬観測所カメラ鉄塔

点ア 基点Aから基点Bを見通した線から左に106度34分の線上基点Aから1,435メートルの点

点イ 基点Cから磁針方位145度0分の線上基点Cから2,320メートルの点

基点Aと点アとを結ぶ直線及び点アから磁針方位165度0分の線以西並びに基点Cと点イとを結ぶ線及び点イから磁針方位170度0分の線に至る海域中基点Dから基点Eを見通した線以北で、次に掲げる区域を除いた区域。ただし、aの区域にあつては、当該漁業権者の承諾を得た場合は、当該承諾の範囲内で操業することができる（1月15日から3月14日までの間におけるbの区域を除く。）。

a 距岸1,700メートル以内の共同漁業権区域

b 基点Fから磁針方位170度0分の線及び基点Gから磁針方位145度0分の線により区切られた海域中基点F G間の最大高潮時の海岸線から沖合700メートルの線に至る区域

(イ) 操業区域6(2)

点の位置

基点A 土佐市荻岬すずき渚共同漁業権境界基点

基点B 土佐市白の鼻突端

基点C 須崎市池ノ浦ツヅラ崎突端

基点D 須崎市下甲崎(甲崎)突端

基点E 須崎市上甲崎(地ノ鼻)突端

点ア 基点Aから磁針方位145度0分の線上基点Aから2,320メートルの点

基点Aと点アとを結ぶ直線及び点アから磁針方位170度0分の線以西並びに基点Cから磁針方位170度0分の線に至る海域中基点Dから基点Eを見通した線以北の区域。ただし、基点Aと基点Bとを結ぶ直線以西の宇佐港口及び浦の内湾の区域を除く。

キ 操業区域 7

点の位置

基点A 須崎市・中土佐町界青木崎共同漁業権境界基点

基点B 須崎市上甲崎（地の鼻）突端

基点C 須崎市山崎鼻共同漁業権境界基点

基点D 須崎市角谷崎高嶺漁業権境界基点

基点E 須崎市角谷岬突端

点ア 基点Aから磁針方位125度0分の線上基点Aから5,400メートルの点

点イ 基点Bから磁針方位170度0分の線上基点Bから5,000メートルの点

点ウ 基点Cから基点Dを見通した線から左に104度23分の線と基点Dから基点Cを見通した線から右に44度19分の線との交点

点エ 基点Cから基点Dを見通した線から左に48度44分の線と基点Dから基点Cを見通した線から右に64度7分の線との交点

点オ 基点Cから基点Dを見通した線から左に54度41分の線と基点Dから基点Cを見通した線から右に76度42分の線との交点

点カ 基点Cから基点Dを見通した線から左に42度16分の線と基点Dから基点Cを見通した線から右に92度35分の線との交点

点キ 基点Cから基点Dを見通した線から左に35度39分の線と基点Dから基点Cを見通した線から右に82度58分の線との交点

点ク 基点Cから基点Dを見通した線から左に34度33分の線と基点Dから基点Cを見通した線から右に85度1分の線との交点

点ケ 基点Cから基点Dを見通した線から左に4度40分の線と基点Dから基点Cを見通した線から右に132度36分の線との交点

基点A点ア、点アイ及び点イ基点Bを結ぶ3直線並びに最大高潮時の海岸線により囲まれた海域。ただし、点ウエ、点エオ、点オカ、点カキ、点キク、点クケ及び点ケ基点Eを結ぶ7直線以北の区域並びに共第2,038号（野見及び大谷専用漁場）の漁場区域を除く。

ク 操業区域 8

点の位置

基点A 四万十町冠崎県漁場基点101号

基点B 四万十町興津押上り鼻突端

基点C 四万十町興津赤ばの鼻突端

基点D 高岡郡・幡多郡界風屋谷共同漁業権境界基点

基点Aと基点Bとを結ぶ直線以西の区域並びに基点Cから磁針方位120度0分の線及び基点Dから磁針方位120度0分の線により区切られた海域中基点C D間の海岸線から沖合2,000メートルの線に至る区域。ただし、水深45メートル以深の区域を除く。

ケ 操業区域 9

点の位置

基点A 黒潮町井の岬突端

- 基点B 四万十市平野帖付簀
基点C 四万十市下田道崎突端
基点D 四万十市八束小名鹿突端
基点E 名鹿漁港南防波堤基部
基点F 土佐清水市在岬突端

- 点ア 基点Bから磁針方位105度0分の線上基点Bから1,500メートルの点
点イ 基点Dから磁針方位90度0分の線上基点Dから1,500メートルの点
点ウ 基点Dから磁針方位90度0分の線と基点Aと点エとを結ぶ線との交点
点エ 基点Eから磁針方位90度0分の線上基点Eから2,650メートルの点
a 北緯32度57分30.1秒、東経133度00分10.6秒
b 北緯32度56分47.9秒、東経133度00分29.6秒
c 北緯32度55分44.9秒、東経133度00分36.2秒
d 北緯32度54分53.2秒、東経133度01分01.2秒

(ア) 操業区域9(1)

次に掲げる区域

- (a) 基点Bから磁針方位105度0分の線及び基点Dから磁針方位90度0分の線により区切られた区域のうち海岸線から沖合1,500メートル以内の区域。ただし、(イ)の(a)の区域を除く。
(b) 基点Aと点ウとを結ぶ直線以西の海域中基点Dから磁針方位90度0分の線以北の区域。ただし、(a)の区域、(d)の区域及び(イ)の(a)の区域を除く。
(c) 基点Dから磁針方位90度0分の線、基点Eから磁針方位90度0分の線及び基点Aと点エとを結ぶ線に囲まれた区域。ただし、(イ)の(b)の区域を除く。
(d) 基点Aと基点Fとを結ぶ直線以西の海域中基点Dから磁針方位90度0分の線以北の区域。ただし、水深45メートル以深及び四万十市平野帖付簀から磁針方位105度0分の線以南の海域中海岸線から沖合1,500メートル以内の区域を除く。ただし、共同漁業権の漁場区域にあつては、漁業権者の同意のある場合に限る。

(イ) 操業区域9(2)

次に掲げる区域

- (a) 基点Bから磁針方位105度0分の線及び基点Dから磁針方位90度0分の線により区切られた区域のうちaからcまでを順次に直線で結んだ線から陸側の区域
(b) 基点Dから磁針方位90度0分の線及び基点Eから磁針方位90度0分の線により区切られた区域のうちcとdとを結んだ直線から陸側の区域

コ 操業区域10

土佐清水市布崎と同市下ノ加江丸島とを結ぶ直線以北の下ノ加江湾内の区域

(3) 許可の有効期間

操業区域1から10の許可の有効期間は5年とする。ただし、有効期間の途中で新規に許可した場合については5年未満の期間とする。

(4) 許可等の条件

ア 操業区域 1

- (ア) この許可による機船船びき網漁業の操業は、当該漁業許可を有し、許可証に記載した船舶により行うこと。
- (イ) 使用する漁具は次に掲げる範囲でなければならない。
- a 袋網の長さは、ひうちの末端から20メートル以上とする。
 - b 袋網に返し網（漏斗網その他これに類するものを含む。）をつける場合には、もじ網とし、網目は50センチメートルにつき90径以上とする。ただし、クラゲやごみ等を袋網から排出するための網（通称クラゲ抜き）は除く。
 - c 網口の前面に天井網を付けることを禁止する。
- (ウ) たい類、いとより等の赤物を採捕してはならない。
- (エ) 日没から日の出までの間は操業してはならない。

イ 操業区域 2

- (ア) この許可による機船船びき網漁業の操業は、当該漁業許可を有し、許可証に記載した船舶により行うこと。
- (イ) 使用する漁具は次に掲げる範囲でなければならない。
- a 袋網の長さは20メートル以上、網地はもじ網とし、網目は50センチメートルにつき、90径以上とする。ただし、ひうち（袋網口をひろげるための袖網と袋網の間の三角形の結節網地をいう。）を有する場合は、ひうちの末端から袋網の末端までの長さは20メートル以上、網地はもじ網とし、網目は50センチメートルにつき90径以上とする。
 - b 袋網に返し網（漏斗網その他これに類するものを含む。）をつける場合には、もじ網とし、網目は50センチメートルにつき90径以上とする。ただし、クラゲやごみ等を袋網から排出するための網（通称クラゲ抜き）は除く。
 - c 使用する漁具は1統以内とする。
- (ウ) 漁具の網口の前面に天井網を付けることを禁止する。
- (エ) 日没から日の出1時間前までの間は操業してはならない。
- (オ) たい類、いとより等の赤物を採捕してはならない。

ウ 操業区域 3

- (ア) この許可による機船船びき網漁業の操業は、当該漁業許可を有し、許可証に記載した船舶により行うこと。
- (イ) 使用する漁具は次に掲げる範囲でなければならない。
- a 袋網の長さは20メートル以上、網地はもじ網とし、網目は50センチメートルにつき、90径以上とする。ただし、ひうち（袋網口をひろげるための袖網と袋網の間の三角形の結節網地をいう。）を有する場合は、ひうちの末端から袋網の末端までの長さは20メートル以上、網地はもじ網とし、網目は50センチメートルにつき90径以上とする。
 - b 袋網に返し網（漏斗網その他これに類するものを含む。）をつける場合には、もじ網とし、網目は50センチメートルにつき90径以上とする。ただし、クラゲやごみ等を袋網から排出するための網（通称クラゲ抜き）は除く。
- (ウ) 漁具の網口の前面に天井網を付けることを禁止する。

- (エ) 日没から日の出までの間は操業してはならない。
- (オ) たい類、いとより等の赤物を採捕してはならない。

エ 操業区域4

- (ア) この許可による機船船びき網漁業の操業は、当該漁業許可を有し、許可証に記載した船舶により行うこと。
- (イ) 使用する漁具は次に掲げる範囲でなければならない。
 - a 袋網の長さは20メートル以上、網地はもじ網とし、網目は50センチメートルにつき、90径以上とする。ただし、ひうち（袋網口をひろげるための袖網と袋網の間の三角形の結節網地をいう。）を有する場合は、ひうちの末端から袋網の末端までの長さは20メートル以上、網地はもじ網とし、網目は50センチメートルにつき90径以上とする。
 - b 袋網に返し網（漏斗網その他これに類するものを含む。）をつける場合には、もじ網とし、網目は50センチメートルにつき90径以上とする。ただし、クラゲやごみ等を袋網から排出するための網（通称クラゲ抜き）は除く。
 - c 使用する漁具は1統以内とする。
- (ウ) 漁具の網口の前面に天井網を付けることを禁止する。
- (エ) 日没から日の出までの間は操業してはならない。
- (オ) たい類、いとより等の赤物を採捕してはならない。

オ 操業区域5

- (ア) この許可による機船船びき網漁業の操業は、当該漁業許可を有し、許可証に記載した船舶により行うこと。
- (イ) 使用する漁具は次に掲げる範囲でなければならない。
 - a 袋網の長さは20メートル以上、網地はもじ網とし、網目は50センチメートルにつき、90径以上とする。ただし、ひうち（袋網口をひろげるための袖網と袋網の間の三角形の結節網地をいう。）を有する場合は、ひうちの末端から袋網の末端までの長さは20メートル以上、網地はもじ網とし、網目は50センチメートルにつき90径以上とする。
 - b 袋網に返し網（漏斗網その他これに類するものを含む。）をつける場合には、もじ網とし、網目は50センチメートルにつき90径以上とする。ただし、クラゲやごみ等を袋網から排出するための網（通称クラゲ抜き）は除く。
 - c 使用する漁具は1統以内とする。
- (ウ) 網口の前面に天井網を付けることを禁止する。
- (エ) たい類、いとより等の赤物を採捕してはならない。
- (オ) 日没から日の出までの間は操業してはならない。
- (カ) 次の区間内においては、たちうお釣りの操業を妨げてはならない。

操業区域表示の点イから磁針方位 145 度 0 分の線以西、同点から磁針方位 170 度 0 分の線に至る海域中、下甲崎（甲崎）突端から上甲崎（地ノ鼻）突端を見通した線以北の区域。

カ 操業区域6

- (ア) この許可による機船船びき網漁業の操業は、当該漁業許可を有し、許可証に記載した船舶により行うこと。

(イ) 使用する漁具は次に掲げる範囲でなければならない。

- a 袋網の長さは20メートル以上、網地はもじ網とし、網目は50センチメートルにつき、90径以上とする。ただし、ひうち（袋網口をひろげるための袖網と袋網の間の三角形の結節網地をいう。）を有する場合は、ひうちの末端から袋網の末端までの長さは20メートル以上、網地はもじ網とし、網目は50センチメートルにつき90径以上とする。
- b 袋網に返し網（漏斗網その他これに類するものを含む。）をつける場合には、もじ網とし、網目は50センチメートルにつき90径以上とする。ただし、クラゲやごみ等を袋網から排出するための網（通称クラゲ抜き）は除く。
- c 網口の前面に天井網を付けることを禁止する。

(ウ) たい類、いとより等の赤物を採捕してはならない。

(エ) 日没から日の出までの間は操業してはならない。

(オ) 次の区間内においては、たちうお釣りの操業を妨げてはならない。

操業区域表示の点イから磁針方位 145 度 0 分の線以西、同点から磁針方位 170 度 0 分の線に至る海域中、下甲崎（甲崎）突端から上甲崎（地ノ鼻）突端を見通した線以北の区域。

キ 操業区域 7

(ア) この許可による機船船びき網漁業の操業は、当該漁業許可を有し、許可証に記載した船舶により行うこと。

(イ) 使用する漁具は次に掲げる範囲でなければならない。

- a 袋網の長さは20メートル以上、網地はもじ網とし、網目は50センチメートルにつき、90径以上とする。ただし、ひうち（袋網口をひろげるための袖網と袋網の間の三角形の結節網地をいう。）を有する場合は、ひうちの末端から袋網の末端までの長さは20メートル以上、網地はもじ網とし、網目は50センチメートルにつき90径以上とする。
- b 袋網に返し網（漏斗網その他これに類するものを含む。）をつける場合には、もじ網とし、網目は50センチメートルにつき90径以上とする。ただし、クラゲやごみ等を袋網から排出するための網（通称クラゲ抜き）は除く。
- c 使用する漁具は1統以内とする。

(ウ) たい類、いとより等の赤物を採捕してはならない。

(エ) 網口の前面に天井網を付けることを禁止する。

(オ) 日没から日の出前1時間までの間は、操業してはならない。

(カ) 正常な釣延縄漁業の操業を妨げてはならない。

(キ) 勝森、法院山頂上を見通した線以東の海域で火打ヶ森頂上と大津崎頂上との見通し線以南の区域については、須崎沖沿岸漁業自主調整協議会における制限調整事項を厳守すること。

ク 操業区域 8

(ア) この許可による機船船びき網漁業の操業は、当該漁業許可を有し、許可証に記載した船舶により行うこと。

(イ) 使用する漁具は次に掲げる範囲でなければならない。

- a ひうち（袋網口をひろげるための袖網と袋網の間の三角形の結節網地をいう。）の末端か

ら魚捕部の末端までの網地はもじ網とし、網目は50センチメートルにつき90径以上

b 袋網の長さは、ひうちの末端から20メートル以上

c 袋網に返し網（漏斗網その他これに類するものを含む。）をつける場合には、もじ網とし、網目は50センチメートルにつき90径以上とする。ただし、クラゲやごみ等を袋網から排出するための網（通称クラゲ抜き）は除く。

d 使用する漁具は1統以内とする。

(ウ) 網口の前面に天井網を付けることを禁止する。

(エ) 日没から日の出までの間は、操業してはならない。

(オ) たい類、いとより等の赤物を採捕してはならない。

ケ 操業区域9

(ア) この許可による機船船びき網漁業の操業は、当該漁業許可を有し、許可証に記載した船舶により行うこと。

(イ) 使用する漁具は次に掲げる範囲でなければならない。

a 袋網の長さは25メートル以上で、網具の総長は75メートル以上105メートル以下とする。網地はもじ網とし、網目は50センチメートルにつき、90径以上とする。ただし、ひうち（袋網口をひろげるための袖網と袋網の間の三角形の結節網地をいう。）を有する場合は、ひうちの末端から袋網の末端までの長さは20メートル以上、網地はもじ網とし、網目は50センチメートルにつき90径以上とする。

b 袋網に返し網（漏斗網その他これに類するものを含む。）をつける場合には、もじ網とし、網目は50センチメートルにつき90径以上とする。ただし、クラゲやごみ等を袋網から排出するための網（通称クラゲ抜き）は除く。

(ウ) たい類、いとより等の赤物を採捕してはならない。

(エ) 日没から日の出までの間は操業してはならない。

コ 操業区域10

(ア) この許可による機船船びき網漁業の操業は、当該漁業許可を有し、許可証に記載した船舶により行うこと。

(イ) 漁具は次のとおり制限する。

a 使用する漁具は、総長360メートル以下の機船船びき網1統とする。

b 袋網（魚捕り部を含む）の長さは20メートル以上とし、網地はもじ網とする。

c 袋網に返し網（漏斗網その他これに類するものを含む。）をつける場合は、もじ網とし、網目は50センチメートルにつき120径以上とする。ただし、クラゲやごみ等を袋網から排出するための網（通称クラゲ抜き）は除く。

(ウ) 日没から日の出までの間は操業してはならない。

(エ) たい類、いとより等の赤ものを採捕してはならない。

6 地びき網漁業

(1) 許可等をすべき船舶等の数及び船舶の総トン数又は漁業者の数その他制限措置の上限

漁業種類	操業区域	漁業時期	推進機関の馬	船舶の総トン数	許可等を	漁業を営む
------	------	------	--------	---------	------	-------

			力数の上限	の上限	すべき船舶等の数の上限	者の資格
たい他地 びき網漁 業	操業区域 ((2)の操 業区域をい う。以下同 じ。) 1	12月1日か ら翌年5月 31日まで	定めなし	10トン未満	20	漁業権者の 同意のある 者
	操業区域 2	12月1日か ら翌年5月 31日まで	定めなし	10トン未満	10	漁業権者の 同意のある 者

(2) 操業区域

ア 操業区域 1

点の位置

基点甲 安芸市川北千如島共同漁業権境界基点

基点乙 安芸市西浜安芸漁港西内港防波堤の突端

基点丙 安芸市穴内新城の鼻突端の岩

基点甲から磁針方位204度0分の線及び基点丙から磁針方位190度0分の線により区切られた海域中基点甲丙間の最大高潮時の海岸線から沖合5,500メートルの線に至る区域。ただし、基点乙から磁針方位195度0分の線及び基点丙から磁針方位190度0分の線により区切られた海域中基点乙丙間の最大高潮時の海岸線から沖合400メートルの線に至る区域を除く。

イ 操業区域 2

点の位置

基点甲 安芸市赤野八流馬の手落えびす岩共同漁業権境界基点

基点乙 安芸郡・香南市界納屋谷共同漁業権境界基点

基点甲から磁針方位186度0分の線及び基点乙から磁針方位185度0分の線により区切られた海域中基点甲乙間の最大高潮時の海岸線から沖合5,500メートルの線に至る区域。

(3) 許可の有効期間

操業区域 1 及び 2 の許可の有効期間は5年とする。ただし、有効期間の途中で新規に許可した場合については5年未満の期間とする。

(4) 許可等の条件

ア この許可による地びき網漁業の操業は、当該漁業許可を有し、許可証に記載した船舶とにより行うこと。

イ 使用する漁具は下のとおりとする。

(ア) そで網は長さ300m以上、目合10節以内、又袋網は長さ25m以上、目合16節以内の地びき網1統とする。

(イ) 袋網にかえし網をつけてはならない。

(ウ) 沈子重量は浮子浮力の4倍以内とし、沈子側ロープに保護材及びチェーン（自然石の代用は除く）を使用してはならない。

エ えび、かに類及び貝類を目的とした操業を行ってはならない。

オ 操業時間は日の出から日没までとする。

カ 漁業権漁業の操業を妨げてはならない。

7 敷網漁業

(1) 許可等をすべき船舶等の数及び船舶の総トン数又は漁業者の数その他制限措置の上限

漁業種類	操業区域	漁業時期	推進機関の馬力数の上限	船舶の総トン数上限	許可等をすべき船舶等の数の上限	漁業を営む者の資格
火光利用 いわし棒 受網	操業区域 （(2)の操業区域をいう。以下同じ。）1	周年	定めなし	定めなし	3 （操業区域1及び2全体で3）	漁業権区域で操業する場合は、漁業権者の同意のある者
	操業区域2	8月1日から9月30日まで	定めなし	定めなし	3 （操業区域1及び2全体で3）	漁業権区域で操業する場合は、漁業権者の同意のある者

(2) 操業区域

ア 操業区域1

幡多郡大月町安満地松島小島から愛媛県愛南町天巖ノ鼻を見通した線以東の高知県海域。ただし、定置漁業権の保護区域及びすくも湾漁業協同組合が所有し、同漁業協同組合小筑紫町統括支所が管理する第二種共同漁業権の漁場区域のうち旧小筑紫四漁協管理分（内外ノ浦、小筑紫、大海及び栄喜）以外の漁業権区域を除く。

イ 操業区域2

幡多郡大月町柏島赤灯台から愛媛県愛南町天巖ノ鼻を見通した線以東の高知県地先海域のうちアの区域を除いた区域。ただし、定置漁業権の保護区域及びすくも湾漁業協同組合が所有し、同漁業協同組合小筑紫町統括支所が管理する第二種共同漁業権の漁場区域のうち旧小筑紫四漁協管理分（内外ノ浦、小筑紫、大海及び栄喜）以外の漁業権区域を除く。

(3) 許可の有効期間

操業区域1及び2の許可の有効期間は5年とする。ただし、有効期間の途中で新規に許可し

た場合については5年未満の期間とする。

(4) 許可等の条件

ア 使用する漁具の種類、規模及び数は、浮子側の長さ17メートル以内、幅17メートル以内、魚捕部の網地はもじ網とし、網目の目合は網幅50センチメートルにつき160径以上の棒受網1統とする。

イ 1隻あたりの集魚灯に使用する電球の容量は2キロワット以内とする。

ウ 漁業権漁業の操業を妨げてはならない。

8 刺し網漁業

(1) 許可等をすべき船舶等の数及び船舶の総トン数又は漁業者の数その他制限措置の上限

漁業種類	操業区域	漁業時期	推進機関の馬力数の上限	船舶の総トン数の上限	許可等をすべき船舶等の数の上限	漁業を営む者の資格
かます刺し網	操業区域 ((2)の操業区域をいう。以下同じ。) 1		定めなし	定めなし	1	漁業権者の同意のある者
	操業区域 2	7月1日から11月30日まで	定めなし	定めなし	1	漁業権者の同意のある者
きす刺し網	操業区域 3	5月1日から10月31日まで	50馬力(143キロワット)以下	定めなし	24	漁業権区域で操業する場合は、漁業権者の同意のある者
	操業区域 4	5月1日から10月31日まで	50馬力(143キロワット)以下	定めなし	35	漁業権区域で操業する場合は、漁業権者の同意のある者
	操業区域 5	4月1日から12月31日	50馬力(143キロワット)以	定めなし	14	漁業権区域で操業する

	まで	下			場合は、漁業権者の同意のある者
操業区域6 (1) 操業区域6 (2)	5月1日から10月31日まで	50馬力(143キロワット)以下	定めなし	1 (操業区域6全体で1)	漁業権区域で操業する場合は、漁業権者の同意のある者
操業区域6 (3)	6月1日から10月31日まで	50馬力(143キロワット)以下	定めなし	1 (操業区域6全体で1)	漁業権区域で操業する場合は、漁業権者の同意のある者
操業区域7	3月1日から8月31日まで	50馬力(143キロワット)以下	定めなし	1	漁業権区域で操業する場合は、漁業権者の同意のある者
操業区域8	3月1日から8月31日まで	50馬力(143キロワット)以下	定めなし	4	漁業権区域で操業する場合は、漁業権者の同意のある者

(2) 操業区域

ア 操業区域1

土佐清水市清水・越界(すべり瀆)共同漁業権境界基点から磁針方位257度0分の線及び同市越・養老界(ツヅラ谷)共同漁業権境界基点から磁針方位180度0分の線に至る海域中距岸1,000メートル以内の区域。ただし、越港内の区域を除く。

イ 操業区域2

土佐清水市越・養老界(ツヅラ谷)共同漁業権境界基点から磁針方位180度0分の線から同市松崎・益野界(投上石)共同漁業権境界基点から磁針方位190度0分の線に至る海域中距岸1,000メートル以内の区域。ただし、養老港内の区域を除く。

ウ 操業区域3

安芸市伊尾木不動大師岩共同漁業権境界基点から磁針方位222度0分の線以西及び安芸郡

芸西村長谷寄穴瀨県漁場基点第42号から磁針方位185度0分の線に至る海域中最大高潮時の海岸線から沖合300メートル以内の海域

エ 操業区域4

点の位置

- 基点A 香南市夜須町手結崎灯台基点
- 基点B 高知市浦戸防波堤船びき基点
- 基点C 高知市浦戸御殿の鼻航路導標
- 基点D 高知市仁井田中の栈橋であれ防波堤基点
- 基点E 高知市仁井田井流17番地共同漁業権境界基点
- 基点F 高知市仁井田九窪42番地30号高知港東境界基点

点ア 基点Eから磁針方位167度0分の線上最大高潮時の海岸線から沖合1,700メートルの点

点イ 基点Dから基点Bを見通した線から左に14度59分の線と基点Bから基点Dを見通した線から右に126度36分の線との交点

点ウ 点イから磁針方位159度0分の線上点イから625メートルの点

点エ 基点Fから真方位162度30分の線と点アと点ウとを結ぶ直線との交点

基点Bから基点Cを見通した線から左に106度34分の線以東及び基点Aから磁針方位184度0分の線に至る海域中距岸3,000メートル以内の区域。ただし、基点D点イ、点イウ、点ウエ及び点エ基点Fを結ぶ4直線並びに基点D F間の最大高潮時の海岸線により囲まれた区域を除く。

オ 操業区域5

高知市浦戸防波堤船びき基点から同市浦戸御殿の鼻航路導標跡を見通した線から左に106度34分の線以西及び仁淀川東岸基点から磁針方位160度0分の線に至る海域中距岸5,000メートル以内の区域。ただし、次に掲げる区域を除く。

(ア) 次のaからdまでの各点を順次に直線で結んだ線及びdとaとを直線で結んだ線により囲まれた海域

- a 高知市浦戸高知灯台（以下「高知灯台基点」という。）から157度10分の線上高知灯台基点から4,120メートルの点
- b 高知灯台基点から159度10分の線上高知灯台基点から6,900メートルの点
- c 高知灯台基点から141度30分の線上高知灯台基点から7,360メートルの点
- d 高知灯台基点から129度40分の線上高知灯台基点から4,860メートルの点

(イ) 次のaからdまでの各点を順次に直線で結んだ線及びdとaとを直線で結んだ線により囲まれた海域

- a 高知灯台基点から194度40分の線上高知灯台基点から5,680メートルの点
- b 高知灯台基点から189度55分の線上高知灯台基点から6,800メートルの点
- c 高知灯台基点から179度35分の線上高知灯台基点から6,440メートルの点
- d 高知灯台基点から182度25分の線上高知灯台基点から5,240メートルの点

カ 操業区域6

(ア) 操業区域6(1)

点の位置

点A 須崎市・中土佐町青木崎共同漁業権境界基点から磁針方位125度0分の線上同基点から5,400メートルの点

青木崎突端から磁針方位125度0分の線以東及び神島北端と蜂ヶ尻南端とを結ぶ線に至る海域中久礼双名島灯台と神島北端と蜂ヶ尻南端との中央点とを結ぶ線(通称トオル間)以北の海域並びに点Aと大長岬西端とを結ぶ線及び点Aと小島岬南東端とを結ぶ線により囲まれた海域中久礼双名島灯台と神島北端と蜂ヶ尻南端との中央点とを結ぶ線以南の海域。ただし、次に掲げる区域を除く。

a 次の(a)(b)、(b)(c)、(c)(d)及び(d)(e)を結ぶ4直線並びに(e)(a)間の最大高潮時の海岸線により囲まれた海域

(a) 戸島高渚から安和鶴の渚の見通し線上対岸との交点

(b) 小島から点Aを見通した線と(a)から戸島高渚を見通した線との交点

(c) 小島から点Aを見通した線とトオル間線との交点

(d) トオル間線と青木崎突端から磁針方位125度0分の線との交点

(e) 青木崎突端

b 次の点アイ、点イウ、点ウエ、点エオ、点オカ、点カキ及び点キ基点丙を結ぶ7直線以北の海域

基点甲 須崎市山崎鼻共同漁業権境界基点

基点乙 須崎市角谷崎高渚共同漁業権境界基点

基点丙 須崎市角谷岬突端

点ア 基点甲から基点乙を見通した線から左に104度23分の線と基点乙から基点甲を見通した線から右に44度19分の線との交点

点イ 基点甲から基点乙を見通した線から左に48度44分の線と基点乙から基点甲を見通した線から右に64度7分の線との交点

点ウ 基点甲から基点乙を見通した線から左に54度41分の線と基点乙から基点甲を見通した線から右に76度42分の線との交点

点エ 基点甲から基点乙を見通した線から左に42度16分の線と基点乙から基点甲を見通した線から右に92度35分の線との交点

点オ 基点甲から基点乙を見通した線から左に35度39分の線と基点乙から基点甲を見通した線から右に82度58分の線との交点

点カ 基点甲から基点乙を見通した線から左に34度33分の線と基点乙から基点甲を見通した線から右に85度1分の線との交点

点キ 基点甲から基点乙を見通した線から左に4度40分の線と基点乙から基点甲を見通した線から右に132度36分の線との交点

c 共第2,038号の漁場区域

(イ) 操業区域6(2)

神島北端と蜂ヶ尻南端とを結ぶ線以東及び下神崎(甲崎)突端から磁針方位170度0分の

線に至る海域中久礼双名島灯台と神島北端と蜂ヶ尻南端との中央点とを結ぶ線（通称トオル間）の延長線以北の海域。ただし、共第2,037号の漁場区域を除く。

キ 操業区域 7

幡多郡黒潮町浮鞭・入野共同漁業権境界基点から磁針方位140度0分の線及び四万十市平野帖付落から磁針方位105度0分の線により区切られた海域中距岸4,000メートル以内の区域

ク 操業区域 8

幡多郡黒潮町・四万十市界（ごまじり川右岸）共同漁業権境界基点から磁針方位105度0分の線及び四万十市小名鹿灯台から磁針方位90度0分の線により区切られた海域中距岸4,000メートル以内の区域

(3) 許可の有効期間

操業区域 1 から 8 までの許可の有効期間は 5 年とする。ただし、有効期間の途中で新規に許可した場合については 5 年未満の期間とする。

(4) 許可等の条件

ア 操業区域 1 及び 2

- (ア) 使用する漁具の規模及び数は、浮子側の長さ151メートル以内、高さ8メートル以内、網目1.5センチメートル以上のさし網1統以内とする。
- (イ) 船舶の航行を妨げてはならない。
- (ウ) 漁業権漁業の操業を妨げてはならない

イ 操業区域 3 から 6

- (ア) 漁具の規模及び数については、網の高さ1.52メートル以内、浮子側の長さ182メートル以内、網目の大きさ15.15センチメートルにつき8節から11節までの漁具1隻1等に限る。
- (イ) 操業方法は1隻操業に限る。
- (ウ) 予備網1統の積載を認める。

ウ 操業区域 7 及び 8

- (ア) 漁具の規模及び数については、網の高さ1.5メートル以内、浮子側の長さ200メートル以内、網目の大きさ15センチメートルにつき8節から11節までの漁具1統に限る。
- (イ) 操業方法は1隻操業に限る。
- (ウ) 予備網1統の積載を認める。
- (エ) 漁業権漁業の操業を妨げてはならない。

9 固定式刺し網漁業

(1) 許可等をすべき船舶等の数及び船舶の総トン数又は漁業者の数その他制限措置の上限

漁業種類	操業区域	漁業時期	推進機関の馬力数の上限	船舶の総トン数の上限	許可等をすべき船舶等の数の上限	漁業を営む者の資格

固定式刺し網	操業区域 ((2)の操業区域をいう。以下同じ。) 1	周年	許可証に記載されている推進機関の馬力数	許可証に記載されている船舶の総トン数	9	定めなし
	操業区域 2	周年	許可証に記載されている推進機関の馬力数	許可証に記載されている船舶の総トン数	1	定めなし
	操業区域 3	周年	許可証に記載されている推進機関の馬力数	許可証に記載されている船舶の総トン数	12	漁業権者の同意のある者
このしろ、かにその他刺し網	操業区域 4	周年	許可証に記載されている推進機関の馬力数	許可証に記載されている船舶の総トン数	14	定めなし
かにその他刺し網	操業区域 5	周年	許可証に記載されている推進機関の馬力数	許可証に記載されている船舶の総トン数	18	錦浦漁業協同組合、須崎町漁業協同組合及び須崎釣漁業協同組合が行う操業者の調整により選定された者
固定式かかれい建網	操業区域 6	10月1日から12月31日まで	許可証に記載されている推進機関の馬力数	許可証に記載されている船舶の総トン数	7	漁業権区域で操業する場合は、漁業権者の同意のある者

(2) 操業区域

ア 操業区域 1

点の位置

基点甲 甲浦・野根共同漁業権境界基点

基点乙 県漁場基点第10号（御崎）

基点丙 県漁場基点（庄屋谷大ばえ）

基点丁 県漁場基点第8号（淀ヶ磯）

基点戊 県漁場基点（ごろごろ）

基点己 県漁場基点（野根港）

点ア 基点甲から磁針方位110度0分の線と点オから点カを見通した線との交点

点イ 基点甲から磁針方位110度0分の線上基点甲から9,000メートルの点

点ウ 基点丙から磁針方位115度0分の線上基点丙から9,000メートルの点

点エ 基点丙から磁針方位115度0分の線と点オと点カとを結んだ線との交点

点オ 基点乙から基点丁を見通した線から右に71度47分の線と基点丁から基点乙を見通した線から左に46度23分の線との交点

点カ 基点戊から基点己を見通した線から右に83度25分の線と基点己から基点戊を見通した線から左に73度23分の線との交点

点アイ、イウ、ウエ及びエアを結ぶ4直線により囲まれた区域。ただし、高知・徳島界二子島から真方位129度20分の線以北及び漁業権の漁場区域を除く。

イ 操業区域 2

点の位置

基点ア 須崎市浦ノ内

基点イ 須崎市浦ノ内中崎共同漁業権境界基点

基点ウ 灰方崎漁場基点（北緯33度26分26.6608秒、東経133度25分23.0436秒）

基点エ 大崎漁場基点（北緯33度26分21.9229秒、東経133度25分3.2653秒）

基点アから基点エまでの各点を順次に直線で結んだ線及び基点エと基点アとを直線で結んだ線により囲まれた区域

ウ 操業区域 3

点の位置

基点甲 幡多郡黒潮町新磯高碇（舟戸碇から磁針方位248度963.5メートル）から磁針方位240度0分600メートルの点

基点乙 幡多郡黒潮町入野・田野浦界（カキセ川）共同漁業権境界基点

基点甲から磁針方位140度0分の線及び基点乙から磁針方位110度0分の線により区切られた海域中基点甲乙間の最大高潮時の海岸線から沖合1,000メートルの線に至る区域。ただし、区画漁業権の漁場区域を除く。

エ 操業区域 4

高知港内の区域のうち次に掲げる区域を除く海域

（ア） 国分川中旧青柳橋から上流の区域

- (イ) 下田川中旧五台山橋から上流の区域
- (ウ) 鏡川中高知市弘化台南端と同市棧橋通六丁目東潮江岸壁南端とを結ぶ線以北の区域
- (エ) 高知市棧橋通六丁目東潮江岸壁南端とその南端を延長した先の対岸の岸壁とを結ぶ線以西の区域
- (オ) 高知市御豊瀬袂石から真東の線以南の区域
- (カ) 高知市仁井田新ヶ鼻（埋立地北端）から真西の線以南の海域中高知市弘化台南端から種崎西端を見通した線以東の区域
- (キ) 高知市タナスカ石油用地南端から真南の線以東の区域
- (ク) 港湾法（昭和25年法律第218号）に基づく航路及び泊地。ただし、孕航路にあっては、昭和60年7月1日現在の航路から両側50メートルずつ拡幅された区域。

オ 操業区域5

点の位置

- 点ア 須崎市下分乙日鉄鉱業株式会社鳥形山鉱業所須崎港陸上駆動室東北端
- 点イ 須崎市箕越須崎礦業所箕越タンク北端
- 点ウ 須崎市下分乙日鉄鉱業株式会社鳥形山鉱業所須崎港海上北側駆動室東北端
- 点エ 須崎市浜町富士ヶ浜第一防波堤簡易灯台
- 点オ 須崎市下分乙日鉄鉱業株式会社鳥形山鉱業所須崎港貯鉱槽（3,000トンポケット）北端
- 点カ 山崎鼻灯台
- 点キ 須崎市大峰大窯汽船株式会社高知支店西北船着場南端
- 点ク 須崎市大間第1防波堤北端
- 点ケ 須崎市大峰1万トン岸壁北端
- 点コ 須崎市大間第2防波堤東南端
- 点サ 須崎市須崎市大谷カラハ北端
- 点シ 須崎市下分乙日鉄鉱業株式会社鳥形山鉱業所須崎港船積さん橋第1バース南端
- 点ス 須崎市須崎港湾口東防波堤西端
- 点セ 須崎市多ノ郷乙赤碇西端
- 点ソ 須崎市箕越地先須崎第13浮標灯
- 点タ 須崎市箕越地先須崎第13浮標灯（3）
- 点チ 須崎市港町北側T型棧橋北端
- 点ツ 須崎市串ノ浦串ノ浦物揚場北西端

次に掲げる海域

- (ア) 点アと点イとを結んだ線以北の海域中点ウと点エとを結んだ線以北の海域
- (イ) 点オと点イとを結んだ線以南の海域中点エと点カとを結んだ線以東の海域
- (ウ) 点クと点ケとを結んだ線以北の海域中点キと点コとを結んだ線以北の海域
- (エ) 点サと点シとを結んだ線以北の海域中点スと点セとを結んだ線以東の海域
- (オ) 点ソと点タとを結んだ線以南の海域中点イと点チとを結んだ線以東及び点ツと点チとを結んだ線以西の海域

カ 操業区域 6

点の位置

基点甲 以布利港防波堤北灯台

基点乙 窪津崎灯台

点ア 基点甲から磁針方位71度0分の線と基点乙から磁針方位16度0分の線との交点
土佐清水市久百々・大岐界共同漁業権境界基点から磁針方位85度0分の線及び同市以布利・窪津界青木谷共同漁業権境界点から磁針方位50度0分の線により区切られた海域中距岸1,000メートル以上4,000メートル以内の区域。ただし、つきいそ漁業権漁場区域、定置漁業権漁場区域及びその保護区域並びに点イから磁針方位82度0分の線以北の区域（点イから磁針方位352度0分の線以東の区域に限る。）を除く。

(3) 許可の有効期間

操業区域 1 から 6 までの許可の有効期間は 5 年とする。ただし、有効期間の途中で新規に許可した場合については 5 年未満の期間とする。

(4) 許可等の条件

ア 操業区域 1

(ア) 使用する漁具の種類・規模及び数は、網の長さ560メートル以内、高さ3.5メートル以内、目合15センチメートルより細目の一枚さし網4統以内とする。

(イ) さし網は、2統以上連結してはならない。

(ウ) 1統毎にさし網の両端の浮標ブイに、船名及び許可番号を明記すること。

イ 操業区域 2

使用する漁具の種類・規模及び数は、長さ110メートル以内、高さ5メートル以内のさし網1統とする。漁具の両端には、許可番号及び氏名を明記した浮子を取り付けること。

ウ 操業区域 3

使用する漁具の種類・規模及び数は、長さ400メートル以内、高さ4メートル以内とする。

エ 操業区域 4

(ア) 漁具の規模及び数は、網の総延長210メートル以内、網の高さ6メートル以内のさし網6統以内とする。

(イ) 漁具の両端には、許可番号及び氏名を明記した浮子を取り付けること。

オ 操業区域 5

(ア) 漁具の規模及び数は、網の総延長110メートル以内、網の高さ5メートル以内のさし網1統以内とする。

(イ) 漁具の両端には、許可番号及び氏名を明記した浮子を取り付けること。

カ 操業区域 6

(ア) 使用する漁具の種類・規模及び数は、浮子側の長さ75メートル以内、高さ7.5メートル以内、網目14センチメートル以上の固定式さし網10統以内とする。

(イ) 漁業権漁業の操業を妨げてはならない。

10 三枚網漁業

(1) 許可等をすべき船舶等の数及び船舶の総トン数又は漁業者の数その他制限措置の上限

漁業種類	操業区域	漁業時期	推進機関の馬力数の上限	船舶の総トン数上限	許可等をすべき船舶等の数の上限	漁業を営む者の資格
いそうお 三枚網	操業区域 ((2)の操業区域をいう。以下同じ。) 1	周年	定めなし	定めなし	11	漁業権者の同意のある者
	操業区域 2	周年	定めなし	定めなし	9	漁業権者の同意のある者
	操業区域 3	周年	定めなし	定めなし	6	漁業権者の同意のある者
	操業区域 4	周年	定めなし	定めなし	7	漁業権者の同意のある者
	操業区域 5	周年	定めなし	定めなし	7	漁業権者の同意のある者
	操業区域 6	周年	定めなし	定めなし	7	漁業権者の同意のある者
	操業区域 7	周年	定めなし	定めなし	11	漁業権者の同意のある者
	操業区域 8	周年	定めなし	定めなし	10	漁業権者の同意のある者

	操業区域9	周年	定めなし	定めなし	8	漁業権者の同意のある者
	操業区域10	周年	定めなし	定めなし	5	漁業権者の同意のある者
いそ お、いせ えび三枚 網	操業区域11 (1)	周年	定めなし	定めなし	5 (操業区域11全体 で5)	漁業権者の同意のある者
	操業区域11 (2)	5月1日から9月15日まで	定めなし	定めなし	5 (操業区域11全体 で5)	漁業権者の同意のある者
	操業区域11 (3)	周年	定めなし	定めなし	5 (操業区域11全体 で5)	漁業権者の同意のある者
	操業区域12 (1)	9月16日から翌年3月31日まで	定めなし	定めなし	12 (操業区域12全体 で12)	漁業権者の同意のある者
	操業区域12 (2)	4月1日から9月15日まで	定めなし	定めなし	12 (操業区域12全体 で12)	漁業権者の同意のある者
	操業区域12 (3)	1月1日から4月30日まで	定めなし	定めなし	12 (操業区域12全体 で12)	漁業権者の同意のある者

操業区域12 (4)	11月1日から12月31日まで	定めなし	定めなし	12 (操業区域12全体で12)	漁業権者の同意のある者
操業区域13 (1)	10月1日から翌年4月30日まで	定めなし	定めなし	17 (操業区域13全体で17)	漁業権者の同意のある者
操業区域13 (2)	5月1日から6月30日まで	定めなし	定めなし	17 (操業区域13全体で17)	漁業権者の同意のある者
操業区域13 (3)	11月1日から12月31日まで	定めなし	定めなし	17 (操業区域13全体で17)	漁業権者の同意のある者
操業区域13 (4)	1月1日から4月30日まで	定めなし	定めなし	17 (操業区域13全体で17)	漁業権者の同意のある者
操業区域14	10月1日から翌年5月31日まで	定めなし	定めなし	7	漁業権者の同意のある者
操業区域15	10月1日から翌年6月30日まで	定めなし	定めなし	20	漁業権者の同意のある者
操業区域16	周年	定めなし	定めなし	20	漁業権者の同意のある者
操業区域17	9月16日か	定めなし	定めなし	13	漁業権者の

		ら翌年4月 30日まで				同意のある 者
	操業区域18	9月16日か ら翌年4月 30日まで	定めなし	定めなし	14	漁業権者の 同意のある 者
	操業区域19	周年	定めなし	定めなし	34	漁業権者の 同意のある 者
	操業区域20 (1) 操業区域20 (2)	周年	定めなし	定めなし	47	漁業権者の 同意のある 者
	操業区域21 (1) 操業区域21 (2)	周年	定めなし	定めなし	15	漁業権者の 同意のある 者
	操業区域22 (1) 操業区域22 (2)	周年	定めなし	定めなし	12	漁業権者の 同意のある 者
	操業区域23	周年	許可証に記載 されている推 進機関の馬力 数	許可証に記載さ れている船舶の 総トン数	28	漁業権者の 同意のある 者
	操業区域24	周年	許可証に記載 されている推 進機関の馬力 数	許可証に記載さ れている船舶の 総トン数	4	漁業権者の 同意のある 者
くるまえ び三枚網	操業区域25	4月1日か ら12月31日 まで	定めなし	定めなし	50	漁業権区域 で操業する 場合は、漁

						業権者の同意のある者
たい三枚網	操業区域26	周年	定めなし	定めなし	6	漁業権区域で操業する場合は、漁業権者の同意のある者

(2) 操業区域

ア 操業区域 1

点の位置

基点甲 土佐清水市久百々・大岐界共同漁業権境界基点

基点乙 土佐清水市以布利・窪津界青木谷共同漁業権境界基点

基点甲から磁針方位85度0分の線及び基点乙から磁針方位50度0分の線により区切られた海域中基点甲乙間の最大高潮時の海岸線から沖合1,000メートルの線に至る区域（高知県漁業協同組合が有し、同漁業協同組合以布利支所が管理する第二種共同漁業権のうち共第2,055号の漁場区域）

イ 操業区域 2

点の位置

基点甲 土佐清水市中浜・清水界（みず落ち）共同漁業権境界基点

基点乙 土佐清水市清水・越界（すべり簀）共同漁業権境界基点

基点甲から磁針方位200度0分の線及び基点乙から磁針方位257度0分の線により区切られた海域中基点甲乙間の最大高潮時の海岸線から沖合1,000メートルの線に至る区域。ただし、区画漁業権の漁場区域を除く（高知県漁業協同組合が有し、同漁業協同組合清水統括支所が管理する第二種共同漁業権のうち共第2,061号の漁場区域）。

ウ 操業区域 3

点の位置

基点甲 土佐清水市清水・越界（すべり簀）共同漁業権境界基点

基点乙 土佐清水市越・養老界（ツヅラ谷）共同漁業権境界基点

基点甲から磁針方位257度0分の線及び基点乙から磁針方位180度0分の線により区切られた海域中基点甲乙間の最大高潮時の海岸線から沖合1,000メートルの線に至る区域。ただし、区画漁業権の漁場区域を除く（高知県漁業協同組合が有し、同漁業協同組合清水統括支所が管理する第二種共同漁業権のうち共第2,062号の漁場区域）。

エ 操業区域 4

点の位置

基点甲 幡多郡大月町一切・柏島界もと簀共同漁業権境界基点

基点乙 幡多郡大月町柏島・一切界長持簀共同漁業権境界基点

基点甲から磁針方位124度0分の線及び基点乙から磁針方位284度0分の線により区切られ

た海域中基点甲乙間並びに柏島、幸島、ビロー島、むろ濬及び赤濬の最大高潮時の海岸線から沖合1,000メートルの線に至る区域。ただし、区画漁業権の漁場区域を除く（すくも湾漁業協同組合が有し、同漁業協同組合柏島支所が管理する第二種共同漁業権のうち共第2,077号の漁場区域）。

オ 操業区域 5

点の位置

基点甲 幡多郡大月町周防形大濬共同漁業権境界基点

基点乙 幡多郡大月町古満目・平山界平濬共同漁業権境界基点

基点丙 幡多郡大月町平山・一切界共同漁業権境界基点

基点丁 幡多郡大月町一切・柏島界もと濬共同漁業権境界基点

基点甲から磁針方位150度0分の線及び基点乙から磁針方位163度0分の線により区切られた海域中基点甲乙間の最大高潮時の海岸線から沖合1,000メートルの線に至る区域（区画漁業権の漁場区域を除く。）（すくも湾漁業協同組合が有し、同漁業協同組合古満目支所が管理する第二種共同漁業権のうち共第2,074号の漁場区域）並びに基点丙から磁針方位162度0分の線及び基点丁から磁針方位124度0分の線により区切られた海域中基点丙丁間の最大高潮時の海岸線から沖合1,000メートルの線に至る区域（すくも湾漁業協同組合が有し、同漁業協同組合古満目支所が管理する第二種共同漁業権のうち共第2,076号の漁場区域）

カ 操業区域 6

点の位置

基点甲 幡多郡大月町橘浦・泊浦界弦場鼻県漁場基点第230号

基点乙 幡多郡大月町芳ノ沢白鼻県漁場基点第176号

基点甲から磁針方位298度0分の線及び基点乙から磁針方位311度0分の線により区切られた海域中基点甲乙間の最大高潮時の海岸線から沖合1,000メートルの線に至る区域。ただし、区画漁業権の漁場区域を除く（すくも湾漁業協同組合が有し、同漁業協同組合泊浦支所が管理する第二種共同漁業権のうち共第2,081号の漁場区域）。

キ 操業区域 7

点の位置

基点甲 幡多郡大月町・宿毛市界共同漁業権境界基点

基点乙 宿毛市小筑紫町・宿毛界共同漁業権境界基点

基点甲から磁針方位321度0分の線及び基点乙から磁針方位232度0分の線により区切られた海域中基点甲乙間の最大高潮時の海岸線から沖合1,000メートルの線に至る区域。ただし、区画漁業権の漁場区域を除く（すくも湾漁業協同組合が有し、同漁業協同組合小筑紫支所が管理する第二種共同漁業権のうち共第2,084号の漁場区域）。

ク 操業区域 8

点の位置

基点甲 幡多郡大月町安満地・橘浦界かねのつる岬共同漁業権境界基点

基点乙 幡多郡大月町橘浦・泊浦界弦場鼻県漁場基点第230号

基点甲から磁針方位279度0分の線及び基点乙から磁針方位298度0分の線により区切られ

た海域中基点甲乙間の最大高潮時海岸線から沖合1,000メートルの線に至る区域。ただし、区画漁業権の漁場区域を除く（橘浦漁業協同組合が有する第二種共同漁業権のうち共第2,080号の漁場区域）。

ケ 操業区域9

点の位置

基点甲 宿毛市宇須々木久万端共同漁業権境界基点

基点乙 高知県・愛媛県界傍土濬共同漁業権境界基点

基点丙 宿毛市大藤島頂上

基点丁 宿毛市桐島東南端区画基点

基点戊 宿毛市桐島前浜北区画基点

基点己 宿毛市藻津えびす鼻防波堤突端

点ア 基点乙から真方位201度56分の線と基点丙から宿毛市沖の島町鶴来島西北端と愛媛県南宇和郡愛南町鼻面崎との中央点を見通した線との交点

基点甲から磁針方位182度10分の線、基点乙点アを結ぶ直線及び点アから宿毛市沖の島町鶴来島西北端と愛媛県南宇和郡愛南町鼻面崎との中央点を見通した線により区切られた海域中基点甲乙間の最大高潮時の海岸線から沖合1,000メートルの線に至る区域並びに桐島及び大藤島の最大高潮時の海岸線から沖合1,000メートルの線に至る区域。ただし、基点甲丁及び基点戊己を結ぶ2直線並びに基点丁戊間及び基点己甲間の最大高潮時の海岸線により囲まれた区域並びに区画漁業権の漁場区域を除く（藻津漁業協同組合が有する第二種共同漁業権のうち共第2,086号の漁場区域）。

コ 操業区域10

点の位置

基点甲 土佐清水市越・養老界（ツヅラ谷）共同漁業権境界基点

基点乙 土佐清水市松崎・益野界（投上石）共同漁業権境界基点

基点甲から磁針方位180度0分の線及び基点乙から磁針方位190度0分の線により区切られた海域中基点甲乙間の最大高潮時の海岸線から沖合1,000メートルの線に至る区域。ただし、区画漁業権の漁場区域を除く（高知県漁業協同組合が有し、清水統括支所が管理する共同漁業権共第2,063号の漁場区域）。

サ 操業区域11

点の位置

基点甲 室戸市室戸岬町椎名・三津共同漁業権境界基点

基点乙 室戸市室戸岬町三津コデの濬

基点丙 室戸市室戸岬町ウノ濬

基点丁 室戸市室戸岬町六ヶ谷県漁場基点第70号

(ア) 操業区域11(1)

基点甲から磁針方位95度0分の線及び基点乙から磁針方位95度0分の線により区切られた海域中基点甲乙間の最大高潮時の海岸線から沖合700メートルの線に至る区域。ただし、定第1,009号及び共第2,525号の漁場区域を除く。

(イ) 操業区域11(2)

基点乙から磁針方位95度0分の線及び基点丙から磁針方位106度0分の線により区切られた海域中基点乙丙間の最大高潮時の海岸線から沖合700メートルの線に至る区域。ただし、共第2,526号の漁場区域を除く。

(ウ) 操業区域11(3)

基点丙から磁針方位106度0分の線及び基点丁から磁針方位106度0分の線により区切られた海域中基点丙丁間の最大高潮時の海岸線から沖合700メートルの線に至る区域。ただし、定第1,010号及び共第2,527号の漁場区域を除く。

シ 操業区域12

点の位置

基点甲 室戸市室戸岬町六ヶ谷県漁場基点第70号

基点乙 室戸市室戸岬町高岡上子落共同漁業権境界基点

(ア) 操業区域12(1)

基点甲から磁針方位106度の線及び基点乙から磁針方位132度の線により区切られた海域中最大高潮時の水深2メートルから21メートルまでの区域

(イ) 操業区域12(2)

定第1,012号(高岡2号)の定置網の垣網の延長線及び基点乙から磁針方位132度の線により区切られた海域中最大高潮時の水深2メートルから45メートルまでの区域。ただし、定第1,012号及び共第3,513号の漁場区域を除く。

(ウ) 操業区域12(3)

室戸市室戸岬町湯ヶ鼻から同市室戸岬町沖通称鶴の糞落を見通した線及び基点乙から磁針方位132度0分の線により区切られた海域中最大高潮時の水深26メートル以浅の区域

(エ) 操業区域12(4)

室戸市室戸岬町湯ヶ鼻から同市室戸岬町沖通称鶴の糞落を見通した線及び基点乙から磁針方位132度0分の線により区切られた海域中白落より沖合を除く区域

ス 操業区域13

(ア) 操業区域13(1)

高知県漁業協同組合が有し、同漁業協同組合室戸岬支所が管理する第二種共同漁業権のうち共第2,008号の漁場区域のうち最大高潮時の水深26メートル以浅の区域

(イ) 操業区域13(2)

高知県漁業協同組合が有し、同漁業協同組合室戸岬支所が管理する第二種共同漁業権のうち共第2,008号の漁場区域のうち室戸市室戸岬町石の落から磁針方位226度0分の線及び同市室戸岬町水尻・摺鉢岩共同漁業権境界基点から磁針方位231度0分の線により区切られた海域中最大高潮時の水深26メートル以浅の区域

(ウ) 操業区域13(3)

高知県漁業協同組合が有し、同漁業協同組合室戸岬支所及び同漁業協同組合高岡支所が管理する第二種共同漁業権のうち共第2,007号の漁場区域のうち室戸市室戸岬町高岡・上子落共同漁業権境界基点から能無しを見通した線及び室戸市室戸岬町横ざこ共同漁業権境界

基点から磁針方位226度0分の線により区切られた海域中最大高潮時の海岸線から沖合830メートルの線（白碇線）に至る海域のうち最大高潮時の水深26メートル以浅の区域

(エ) 操業区域13(4)

高知県漁業協同組合が有し、同漁業協同組合室戸岬支所及び同漁業協同組合高岡支所が管理する第二種共同漁業権のうち共第2,007号の漁場区域のうち室戸市室戸岬町高岡・上子碇共同漁業権境界基点から能無しを見通した線及び同市室戸岬町横ざこ共同漁業権境界基点から磁針方位226度0分の線により区切られた海域中最大高潮時の水深26メートル以浅の区域

セ 操業区域14

高知県漁業協同組合が有し、同漁業協同組合室戸統括支所が管理する第二種共同漁業権のうち共第2,010号の漁場区域

ソ 操業区域15

点の位置

基点甲 安芸郡・香南市界納屋谷県漁場基点

基点乙 香南市夜須町手結・香我美町岸本界共同漁業権境界基点

基点丙 香南市夜須町手結崎灯台

基点丁 香南市夜須町手結崎浦戸碇県漁場基点

点ア 基点丁から基点乙を見通した線から右に58度36分の線上基点丁から507メートルの点

点イ 基点丁から基点乙を見通した線から右に50度57分の線上基点丁から448メートルの点

点ウ 基点丁から基点乙を見通した線から右に13度5分の線上基点丁から678メートルの点

点エ 基点丁から基点乙を見通した線から右に9度47分の線上基点丁から811メートルの点

点オ 基点丁から基点乙を見通した線から右に8度49分の線上基点丁から898メートルの点

点カ 基点乙から基点丁を見通した線から左に28度36分の線上基点乙から1,066メートルの点

点キ 基点乙から基点丁を見通した線から左に16度21分の線上基点乙から581メートルの点

点ク 基点乙から基点丁を見通した線から左に51度38分の線上基点乙から487メートルの点

点ケ 基点丙から真方位352度29分の線上基点丙から551メートルの点

基点甲から磁針方位180度0分の線及び基点乙から磁針方位202度30分の線により区切られた海域中基点甲乙間の最大高潮時の海岸線から沖合1,700メートルの線に至る区域。ただし、点アイを結ぶ直線、点イウを結ぶ曲線（点ケを中心とする半径275メートルの円弧）、点ウエ、点エオ、点オカ、点カキ及び点キクを結ぶ5直線並びに点クア間の最大高潮時の海岸線により

囲まれた区域を除く。

タ 操業区域16

点の位置

基点甲 高岡郡中土佐町大津崎共同漁業権境界基点

基点乙 高岡郡中土佐町矢田部崎県漁場基点第97号

基点甲から磁針方位118度0分の線及び基点乙から磁針方位105度0分の線により区切られた海域中基点甲乙間の最大高潮時の海岸線から沖合1,000メートルの線に至る区域及び矢田部小島の最大高潮時の海岸線から沖合1,000メートルの線に至る区域。ただし、区画漁業権の漁場区域を除く（高知県漁業協同組合が有し、同漁業協同組合上ノ加江支所が管理する第二種共同漁業権のうち共第2,040号の漁場区域）。

チ 操業区域17

点の位置

基点甲 高岡郡中土佐町矢田部崎県漁場基点第97号

基点乙 高岡郡中土佐町・四万十町界中崎三角標

基点甲から磁針方位105度0分の線及び基点乙から磁針方位110度0分の線により区切られた海域中基点甲乙間の最大高潮時の海岸線から沖合1,000メートルの線に至る区域（高知県漁業協同組合が有し、同漁業協同組合矢井賀支所が管理する第二種共同漁業権のうち共第2,041号の漁場区域）

ツ 操業区域18

点の位置

基点甲 高岡郡中土佐町・四万十町界中崎三角標

基点乙 高岡郡四万十町冠崎県漁場基点第101号

基点甲から磁針方位110度0分の線及び基点乙から磁針方位110度0分の線により区切られた海域中基点甲乙間の最大高潮時の海岸線から沖合1,000メートルの線に至る区域（高知県漁業協同組合が有し、同漁業協同組合志和支所が管理する第二種共同漁業権のうち共第2,042号の漁場区域）

テ 操業区域19

点の位置

基点甲 高岡郡・幡多郡界共同漁業権境界基点

基点乙 幡多郡黒潮町横浜・白浜界共同漁業権境界基点

基点甲から磁針方位120度0分の線及び基点乙から磁針方位165度0分の線により区切られた海域中基点甲乙間の最大高潮時の海岸線から沖合1,000メートルの線に至る区域。ただし、区画漁業権の漁場区域を除く（高知県漁業協同組合が有し、同漁業協同組合佐賀統括支所が管理する第二種共同漁業権のうち共第2,044号の漁場区域）。

ト 操業区域20

点の位置

基点甲 幡多郡黒潮町横浜・白浜界共同漁業権境界基点

基点乙 幡多郡黒潮町有井川権現崎共同漁業権境界基点

基点丙 幡多郡黒潮町有井川・上川口界ベッココ瀬共同漁業権境界基点

(ア) 操業区域20(1)

基点甲から磁針方位165度0分の線及び基点乙から磁針方位166度0分の線により区切られた海域中基点甲乙間の最大高潮時の海岸線から沖合1,000メートルの線に至る区域。ただし、区画漁業権の漁場区域を除く(高知県漁業協同組合が有し、同漁業協同組合伊田支所が管理する第二種共同漁業権のうち共第2,045号の漁場区域)。

(イ) 操業区域20(2)

基点乙から磁針方位166度0分の線及び基点丙から磁針方位166度0分の線により区切られた海域中基点乙丙間の最大高潮時の海岸線から沖合1,000メートルの線に至る区域。ただし、区画漁業権の漁場区域を除く(高知県漁業協同組合が有し、同漁業協同組合伊田支所及び同漁業協同組合上川口支所が管理する第二種共同漁業権のうち共第2,046号の漁場区域)。

ナ 操業区域21

点の位置

基点甲 幡多郡黒潮町有井川権現崎共同漁業権境界基点

基点乙 幡多郡黒潮町有井川・上川口界ベッココ瀬共同漁業権境界基点

基点丙 幡多郡黒潮町新磯高瀬(舟戸瀬から磁針方位248度0分963.5メートル)から磁針方位240度0分600メートルの点

(ア) 操業区域21(1)

基点甲から磁針方位166度0分の線及び基点乙から磁針方位166度0分の線により区切られた海域中基点甲乙間の最大高潮時の海岸線から沖合1,000メートルの線に至る区域。ただし、区画漁業権の漁場区域を除く(高知県漁業協同組合が有し、同漁業協同組合伊田支所が管理する第二種共同漁業権のうち共第2,046号の漁場区域)。

(イ) 操業区域21(2)

基点乙から磁針方位166度0分の線及び基点丙から磁針方位140度0分の線により区切られた海域中基点乙丙間の最大高潮時の海岸線から沖合1,000メートルの線に至る区域。ただし、区画漁業権の漁場区域を除く(高知県漁業協同組合が有し、同漁業協同組合上川口支所が管理する第二種共同漁業権のうち共第2,047号の漁場区域)。

ニ 操業区域22

点の位置

基点甲 幡多郡黒潮町入野・田野浦界(カキセ川)共同漁業権境界基点

基点乙 幡多郡黒潮町・四万十市界(ゴマジリ川右岸)共同漁業権境界基点

基点丙 四万十市双海・平野界帖付瀬共同漁業権境界基点

(ア) 操業区域22(1)

基点甲から磁針方位110度0分の線及び基点乙から磁針方位105度0分の線により区切られた海域中基点甲乙間の最大高潮時の海岸線から沖合1,000メートルの線に至る区域。ただし、区画漁業権の漁場区域を除く(高知県漁業協同組合が有し、同漁業協同組合田野浦支所が管理する第二種共同漁業権のうち共第2,049号の漁場区域)。

(イ) 操業区域22(2)

基点乙から磁針方位105度0分の線及び基点丙から磁針方位105度0分の線により区切られた海域中基点乙丙間の最大高潮時の海岸線から沖合1,000メートルの線に至る区域。ただし、区画漁業権の漁場区域を除く(高知県漁業協同組合が有し、同漁業協同組合田野浦支所が管理する第二種共同漁業権のうち共第2,050号の漁場区域)。

ヌ 操業区域23

土佐清水市以布利・窪津界(青木谷)共同漁業権境界基点から磁針方位50度0分の線及び同市津呂・伊佐界(音無川)共同漁業権境界基点から磁針方位96度0分の線により区切られた海域中最大高潮時の海岸線から沖合1,000メートルに至る海域(高知県漁業協同組合が有し、同漁業協同組合窪津支所が管理する第二種共同漁業権のうち共第2,056号の漁場区域)

ネ 操業区域24

点の位置

基点甲 安芸市赤野八流馬の手落えびす岩共同漁業権境界基点

基点乙 安芸市赤野赤野川川尻左岸赤岩共同漁業権境界基点

基点丙 安芸郡芸西村長谷寄穴濬県漁場基点第42号

基点丁 安芸郡・香南市界納屋谷共同漁業権境界基点

基点甲から磁針方位186度0分の線及び基点乙から磁針方位186度0分の線により区切られた海域中基点甲乙間の最大高潮時の海岸線から沖合1,000メートルの線に至る区域(高知県漁業協同組合が有し、同漁業協同組合芸西支所が管理する第二種共同漁業権のうち共第2,025号の漁場区域)並びに基点丙から磁針方位185度0分の線及び基点丁から磁針方位185度0分の線により区切られた海域中基点丙丁間の最大高潮時の海岸線から沖合1,000メートルの線に至る区域(高知県漁業協同組合が有し、同漁業協同組合芸西支所が管理する第二種共同漁業権のうち共第2,026号の漁場区域)

ノ 操業区域25

須崎市浦ノ内・土佐市宇佐町界かやぐろの鼻境界基点と須崎市浦の内中崎共同漁業権境界基点とを結ぶ直線以西の浦ノ内湾の海域(区画漁業権の漁場区域を除く。)。ただし、区画漁業権の漁場区域にあつては、漁業権者の同意のある場合は、当該同意の範囲内とする。

ハ 操業区域26

点の位置

基点甲 以布利港沖防波堤北灯台

基点乙 窪津崎灯台

点ア 基点甲から磁針方位71度0分の線と基点乙から磁針方位16度0分の線との交点

土佐清水市以布利・窪津界(青木谷)共同漁業権境界基点から磁針方位50度0分の線及び同市津呂・伊佐界(音無川)共同漁業権境界点から磁針方位96度0分の線により区切られた海域中距岸1,000メートル以上4,000メートル以内の区域。ただし、点アから磁針方位82度0分の線以北の区域を除く。

(3) 許可の有効期間

操業区域1から26までの許可の有効期間は5年とする。ただし、有効期間の途中で新規に許可

した場合については5年未満の期間とする。

(4) 許可等の条件

ア 操業区域1

(ア) 使用する漁具の種類・規模及び数は、網の長さ75メートル以内、高さ7.5メートル以内の三枚網（目合いは9センチメートル以上の細目と21センチメートル以上の太目）5統以内とする。

(イ) 漁業権漁業の操業を妨げてはならない。

イ 操業区域2及び3

(ア) 使用する漁具の種類・規模及び数は、網の長さ80メートル以内、高さ8メートル以内の三枚網5統以内とする。

(イ) 漁業権漁業の操業を妨げてはならない。

ウ 操業区域4

(ア) 使用する漁具の種類・規模及び数は網の長さ75メートル以内、高さ4メートル以内の三枚網10統以内とする。

(イ) 漁業権漁業の操業を妨げてはならない。

エ 操業区域5

(ア) 使用する漁具の種類・規模及び数は、網の長さ75メートル以内、高さ8メートル以内の三枚網5統以内とする。

(イ) 漁業権漁業の操業を妨げてはならない。

オ 操業区域6

(ア) 使用する漁具の規模、種類及び数は、網の高さ8メートル以内、長さ75メートル以内の三枚網5統以内とする。

(イ) 漁業権漁業の操業を妨げてはならない。

カ 操業区域7

(ア) 使用する漁具の種類・規模及び数は、高さ2.5メートル以内、浮子側の長さ150メートル以内の三枚網（中網の網目15センチメートルにつき5節以下、外網の網目40センチメートル以上）1統とする。

(イ) 漁業権漁業の操業を妨げてはならない。

キ 操業区域8

(ア) 使用する漁具の種類・規模及び数は、網の長さ75メートル以内、高さ8メートル以内の三枚網5統以内とする。

(イ) 漁業権漁業の操業を妨げてはならない。

ク 操業区域9

(ア) 使用する漁具の規模、種類及び数は、網の高さ6メートル以内、長さ80メートル以内の三枚網3統以内とする。

(イ) 漁業権漁業の操業を妨げてはならない。

ケ 操業区域10

(ア) 使用する漁具の種類・規模及び数は、網の長さ80メートル以内、高さ8メートル以内

の三枚網5統以内とする。

(イ) 漁業権漁業の操業を妨げてはならない。

コ 操業区域11

漁具の規模及び数は、網の全長75.5メートル以内、網の高さ3.7メートル以内の三枚網6統以内とする。

サ 操業区域12

漁具の規模及び数については、網の全長453メートル以内、高さ4.5メートル以内の三枚網1統とする。

シ 操業区域13

漁具の規模及び数は、網の全長75メートル以内、網の高さ4メートル以内の三枚網6統以内とする。

ス 操業区域14

漁具の規模及び数は、網の全長75.6メートル以内、網の高さ2.4メートル以内の三枚網6統以内とする。

セ 操業区域15

漁具の規模及び数は、網の長さ53メートル(35尋)以内、高さ1.52メートル以内のもの35統以内とする。

ソ 操業区域16

使用する漁具は、1統当たりの規模が浮子側の長さ40メートル以内、高さ2メートル以内の三枚網とし、許可名義人1名につき同時に使用できる漁具の数は20統以内とする。

タ 操業区域17

使用する漁具の規模及び数は、1統あたりの規模が浮子側の長さ45メートル以内、高さ2メートル以内の三枚網10統以内とする。

チ 操業区域18

使用する漁具は、1統当たりの規模が浮子側の長さ54メートル(30尋)以内、高さ5.25メートル(17尺5寸)以内の三枚網とし、許可名義人1名につき同時に使用できる漁具の数は15統以内とする。

ツ 操業区域19から22

使用する漁具の規模は、網の長さ400メートル以内、高さ4メートル以内の三枚網とする。

テ 操業区域23

(ア) 使用する漁具の種類・規模及び数は、網の長さ75メートル以内、高さ7.5メートル以内の三枚網5統以内とする。

(イ) 漁業権漁業の操業を妨げてはならない。

ト 操業区域24

(ア) 使用する漁具の種類・規模及び数は、網の長さ80メートル以内、高さ5メートル以内の三枚網3統以内とする。

(イ) 漁業権漁業の操業を妨げてはならない。

ナ 操業区域25

使用する漁具の規模及び数は、浮子側の長さ40メートル以内、網の高さ1メートル以内、細目網の網目の大きさ15センチメートルにつき8節以内のさし網5統以内とする。

ニ 操業区域26

(ア) 使用する漁具の種類・規模及び数は、浮子側の長さ75メートル以内、高さ7.5メートル以内の二枚網（網目12センチメートルの細目と30センチメートルの太目）10張り以内とする。

(イ) 漁業権漁業の操業を妨げてはならない。

11 潜水器漁業

(1) 許可等をすべき船舶等の数及び船舶の総トン数又は漁業者の数その他制限措置の上限

漁業種類	操業区域	漁業時期	推進機関の馬力数の上限	船舶の総トン数の上限	許可等をすべき船舶等の数又は漁業者の数の上限	漁業を営む者の資格
潜水器 (とさかのり)	操業区域 ((2)の操業区域をいう。以下同じ。) 1	5月1日から7月31日まで	定めなし	定めなし	3	漁業権者の同意のある者
	操業区域 2 (1) 操業区域 2 (2)	5月1日から7月31日まで	定めなし	定めなし	2	漁業権者の同意のある者
潜水器	操業区域 3	4月1日から8月31日まで	定めなし	定めなし	3	漁業権者の同意のある者
	操業区域 4	周年	定めなし	定めなし	10	漁業権者の同意のある者
	操業区域 5	周年	定めなし	定めなし	20	漁業権者の同意のある者

					者
操業区域 6	周年	定めなし	定めなし	20	漁業権者の同意のある者
操業区域 7 (1)	10月1日から翌年8月31日まで	定めなし	定めなし	20 (操業区域7全体で20)	漁業権者の同意のある者
操業区域 7 (2)	周年	定めなし	定めなし	20 (操業区域7全体で20)	漁業権者の同意のある者
操業区域 8	5月1日から8月31日まで	定めなし	定めなし	9	漁業権者の同意のある者

(2) 操業区域

ア 操業区域 1

点の位置

基点甲 幡多郡大月町一切・柏島界もと濬共同漁業権境界基点

基点乙 幡多郡大月町柏島・一切界長持濬共同漁業権境界基点

基点甲から磁針方位124度0分の線及び基点乙から磁針方位284度0分の線により区切られた海域中基点甲乙間並びに柏島、幸島、蒲葵島、むろ濬及び赤濬の最大高潮時の海岸線から沖合1,000メートルに至る区域。ただし、区画漁業権の漁場区域を除く(すくも湾漁業協同組合が有し、同漁業協同組合柏島支所が管理する第二種共同漁業権のうち共第2,077号の漁場区域)。

イ 操業区域 2

(ア) 操業区域 2 (1)

宿毛市沖の島、黒濬、二並島、裸島、三ノ瀬島及び室濬の最大高潮時の海岸線から沖合1,000メートルの線に至る区域。ただし、区画漁業権の漁場区域を除く(すくも湾漁業協同組合が有し、同漁業協同組合沖の島支所が管理する第二種共同漁業権のうち共第2,087号及び共第2,088号の漁場区域)。

(イ) 操業区域 2 (2)

宿毛市沖の島町母島白岩崎宴濬共同漁業権境界基点から同市沖の島町姫島きれたおを見通した線以南の海域中姫島の最大高潮時の海岸線から沖合600メートルの線に至る区域(すくも

湾漁業協同組合が有し、同漁業協同組合沖の島支所が管理する第二種共同漁業権のうち共第2,089号の漁場区域)。

ウ 操業区域 3

点の位置

基点甲 安芸郡東洋町松ヶ鼻共同漁業権境界基点

基点乙 安芸郡東洋町野根・室戸市佐喜浜町界共同漁業権境界基点

基点甲から磁針方位110度0分の線及び基点乙から磁針方位115度0分の線により区切られた海域中基点甲乙間の最大高潮時の海岸線から沖合400メートルの線に至る区域(野根漁業協同組合が管理する第一種共同漁業権のうち共第1,002号の漁場区域)

エ 操業区域 4

点の位置

基点甲 室戸市佐喜浜町・室戸岬町椎名界共同漁業権境界基点

基点乙 室戸市室戸岬町椎名・三津界共同漁業権境界基点

基点甲から磁針方位112度30分の線及び基点乙から磁針方位95度0分の線により区切られた海域中基点甲乙間の最大高潮時の海岸線から沖合400メートルの線に至る区域(高知県漁業協同組合が有し、同漁業協同組合椎名支所が管理する第一種共同漁業権のうち共第1,004号の漁場区域)

オ 操業区域 5

点の位置

基点甲 室戸市室戸岬町椎名・三津界共同漁業権境界基点

基点乙 室戸市室戸岬町六ヶ谷共同漁業権境界基点

基点甲から磁針方位95度0分の線及び基点乙から磁針方位106度0分の線により区切られた海域中基点甲乙間の最大高潮時の海岸線から沖合400メートルの線に至る区域(高知県漁業協同組合が有し、同漁業協同組合三津支所が管理する第一種共同漁業権のうち共第1,005号の漁場区域)

カ 操業区域 6

点の位置

基点甲 室戸市室戸岬町六ヶ谷共同漁業権境界基点

基点乙 室戸市室戸岬町高岡上子濬共同漁業権境界基点

基点甲から磁針方位106度0分の線及び基点乙から磁針方位132度0分の線により区切られた海域中基点甲乙間の最大高潮時の海岸線から沖合400メートルの線に至る区域(高知県漁業協同組合が有し、同漁業協同組合高岡支所が管理する第一種共同漁業権のうち共第1,006号の漁場区域)

キ 操業区域 7

点の位置

基点A 室戸市室戸岬町高岡上子濬共同漁業権境界基点

基点B 室戸市室戸岬町室戸岬横ご共同漁業権境界基点

基点C 室戸市室戸岬町室戸岬水尻摺鉢岩共同漁業権境界基点

(ア) 操業区域 7(1)

基点Aから磁針方位132度0分の線及び基点Bから磁針方位226度0分の線により区切られた海域中基点A B間の最大高潮時の水深15メートル以浅の区域

(イ) 操業区域 7(2)

基点Bから磁針方位226度0分の線及び基点Cから磁針方位231度0分の線により区切られた海域中基点B C間の最大高潮時の水深15メートル以浅の区域

ク 操業区域 8

安芸郡・香南市界納屋谷県漁場基点から磁針方位180度0分の線以西及び香南市夜須町手結岬灯台から浦戸藩県漁場基点を見通した線に至る海域中距岸100メートル以内の区域

(3) 許可の有効期間

操業区域 1 から 8 までの許可の有効期間は 5 年とする。ただし、有効期間の途中で新規に許可した場合については 5 年未満の期間とする。

(4) 許可等の条件

ア 操業区域 1 及び 2

(ア) とさかのり以外の水産動植物を採取してはならない。

(イ) はし、金突を所持して潜水してはならない。

(ウ) 許可名義人以外の者は、潜水器を使用してとさかのりを採取してはならない。

(エ) 漁業権漁業及び他の漁業の操業を妨げてはならない。

(オ) 操業時間は、午前 8 時から午後 5 時までとする。

イ 操業区域 3

(ア) 漁具の規模及び数は、顔面マスク式潜水器一式とする。

(イ) あわび、とこぶし、さざえ以外を採捕してはならない。

ウ 操業区域 4

(ア) 漁具の規模及び数は、顔面マスク式潜水器一式とする。

(イ) あわび、とこぶし、まあなご、さざえ、てんぐさ類、のり、あらめ及びうに以外を採捕してはならない。

エ 操業区域 5

(ア) 漁具の規模及び数は、顔面マスク式潜水器、おこしのみ及び金突一式とする。

(イ) いせえびを採捕してはならない

オ 操業区域 6

(ア) 漁具の規模及び数は、顔面マスク式潜水器一式とする。

(イ) あわび、とこぶし、さざえ、うに、てんぐさ類以外を採捕してはならない。

カ 操業区域 7

(ア) 漁具の規模及び数は、顔面マスク式潜水器、おこしのみ及び金突一式とする。

(イ) くえ、ふえだい(室戸地方名称いせぎ)、あかはた(室戸地方名称あかぼ)、のみのくち(室戸地方名称京柄)、いせえびを採捕してはならない。

(ウ) 漁獲物は漁業根拠地以外へ陸揚げしてはならない。

キ 操業区域 8

(ア) 漁具の規模及び数は、簡易式潜水器、かま並びにおこしのみ一式とする。

(イ) あわび、とこぶし、てんぐさ類、あらめ以外を採捕してはならない。

12 火光を利用するすくい網漁業

(1) 許可等をすべき船舶等の数及び船舶の総トン数又は漁業者の数その他制限措置の上限

漁業種類	操業区域	漁業時期	推進機関の馬力数の上限	船舶の総トン数の上限	漁業者の数の上限	漁業を営む者の資格
火光利用とびうおとも網	操業区域 ((2)の操業区域をいう。以下同じ。) 1	6月1日から12月31日まで	定めなし	定めなし	244	定めなし
	操業区域 2	周年	定めなし	定めなし	15	定めなし
	操業区域 3	周年	定めなし	定めなし	40	定めなし
えびかに雑魚とも網	操業区域 4	周年	定めなし	定めなし	5	定めなし

(2) 操業区域

ア 操業区域 1

点の位置

基点甲 室戸市室戸岬町ホテル明星前県漁場基点第33号

基点乙 室戸市吉良川町平尾前県漁場基点第48号

基点甲から磁針方位158度の線及び基点乙から磁針方位247度の線により区切られた海域中基点甲乙間の最大高潮時の海岸線から沖合1マイルの線に至る区域

イ 操業区域 2

土佐清水市以布利・窪津界（青木谷）共同漁業権境界基点から磁針方位50度0分の線及び同市津呂・伊佐界（音無川）共同漁業権境界基点から磁針方位96度0分の線により区切られた海面

ウ 操業区域 3

土佐清水市津呂・伊佐界（音無川）共同漁業権境界基点から磁針方位96度0分の線以西及び同市松崎・益野界（投上石）共同漁業権境界基点から磁針方位190度0分の線に至る海面

エ 操業区域 4

高知港内の区域。ただし、国分川中旧青柳橋から上流、鏡川橋中雑喉場橋から上流、下田川中旧五台山橋から上流、新川川（長浜川）中梶ヶ浦渡船場から右岸導流堤基部を見通した線から上流、十津川中弥生橋から上流及び竹島川中孕橋から上流の区域並びに高知市浦戸防波堤

北端エビス碇から真方位334度34分の線以東の外海を除く。

(3) 許可の有効期間

操業区域1から4までの許可の有効期間は5年とする。ただし、有効期間の途中で新規に許可した場合については5年未満の期間とする。

(4) 許可等の条件

ア 操業区域1

- (ア) 漁具の規模及び数については、網口の周囲2メートル以内のたも網2統以内に限る。
- (イ) 集魚灯の数は4個以内とし、その総光力は4キロワット以内に限る。
- (ウ) 日の出から日没までの間は操業してはならない。
- (エ) 操業にあたっては、漁業権漁業の操業を妨げてはならない。

イ 操業区域2及び3

- (ア) 使用する漁具の種類・規模及び数は、網口の口径0.9メートル以内のすくい網（たも網）2統以内とする。
- (イ) 集魚灯に使用する電球の総設備容量は、1キロワット以内でなければならない。
- (ウ) 操業にあたっては、漁業権漁業の操業を妨げてはならない。

ウ 操業区域4

- (ア) 操業の際、金突を携帯してはならない。
- (イ) 操業の際使用する火光の光力は60ワット以内とする。
- (ウ) 船舶の航路内では操業してはならない。
- (エ) 操業の人員は許可名義人ほか一人以内とする。

13 火光を利用する金突漁業

(1) 許可等をすべき船舶等の数及び船舶の総トン数又は漁業者の数その他制限措置の上限

漁業種類	操業区域	漁業時期	推進機関の馬力数の上限	船舶の総トン数の上限	漁業者の数の上限	漁業を営む者の資格
火光利用 えびかに 雑魚金突	(2)に定め るとおり	周年	定めなし	定めなし	5	定めなし

(2) 操業区域

高知港内の区域。ただし、国分川中旧青柳橋から上流、鏡川橋中雑喉場橋から上流、下田川中旧五台山橋から上流、新川川（長浜川）中梶ヶ浦渡船場から右岸導流堤基部を見通した線から上流、十津川中弥生橋から上流及び竹島川中孕橋から上流の区域並びに高知市浦戸防波堤北端エビス碇から真方位334度34分の線以東の外海を除く。

(3) 許可の有効期間

許可の有効期間は5年とする。ただし、有効期間の途中で新規に許可した場合については5年未満の期間とする。

(4) 許可等の条件

ア 操業の際使用する火光の光力は 60 ワット以内とする。

イ 船舶の航路内では操業してはならない。

ウ 許可名義人自ら操業すること。

14 小型定置網漁業

(1) 許可等をすべき船舶等の数及び船舶の総トン数又は漁業者の数その他制限措置の上限

漁業種類	操業区域	漁業時期	推進機関の馬力数の上限	船舶の総トン数の上限	漁業者の数の上限	漁業を営む者の資格
雑魚ます網	操業区域 ((2)の操業区域をいう。以下同じ。) 1 (1) 操業区域 1 (2) 操業区域 1 (3) 操業区域 1 (4) 操業区域 1 (5)	周年	定めなし	定めなし	10	錦浦漁業協同組合、須崎町漁業協同組合及び須崎釣漁業協同組合が行う操業者の調整により選定された者
きびなご、雑魚落網	操業区域 2 (1) 操業区域 2 (2)	周年	定めなし	定めなし	12	漁業権者の同意のある者
いわし、雑魚小型定置	操業区域 3	周年	定めなし	定めなし	1	漁業権者の同意のある者
	操業区域 4	周年	定めなし	定めなし	13	漁業権者の同意のある者
	操業区域 5	周年	定めなし	定めなし	1	漁業権者の同意のある者

	操業区域6	周年	定めなし	定めなし	1	漁業権者の同意のある者
--	-------	----	------	------	---	-------------

(2) 操業区域

ア 操業区域1

点の位置

- 点ア 須崎市下分乙日鉄鉱業株式会社鳥形山鉱業所須崎港陸上駆動室東北端
- 点イ 須崎市箕越須崎礦業所箕越タンク北端
- 点ウ 須崎市下分乙日鉄鉱業株式会社鳥形山鉱業所須崎港海上北側駆動室東北端
- 点エ 須崎市浜町富士ヶ浜第一防波堤簡易灯台
- 点オ 須崎市下分乙日鉄鉱業株式会社鳥形山鉱業所須崎港貯鉱槽 (3,000トンポケット) 北端
- 点カ 山崎鼻灯台
- 点キ 須崎市大峰大窯汽船株式会社高知支店西北船着場南端
- 点ク 須崎市大間第1防波堤北端
- 点ケ 須崎市大峰1万トン岸壁北端
- 点コ 須崎市大間第2防波堤東南端
- 点サ 須崎市大谷カラハ北端
- 点シ 須崎市下分乙日鉄鉱業株式会社鳥形山鉱業所須崎港船積さん橋第1バース南端
- 点ス 須崎市須崎港湾口東防波堤西端
- 点セ 須崎市多ノ郷乙赤碇西端
- 点ソ 須崎市箕越地先須崎第13浮標灯
- 点タ 須崎市箕越地先須崎第13浮標灯(3)
- 点チ 須崎市港町北側T型棧橋北端
- 点ツ 須崎市串ノ浦串ノ浦物揚場北西端

(ア) 操業区域1(1)

点アと点イとを結んだ線以北の海域中点ウと点エとを結んだ線以北の海域

(イ) 操業区域1(2)

点オと点イとを結んだ線以南の海域中点エと点カとを結んだ線以東の海域

(ウ) 操業区域1(3)

点クと点ケとを結んだ線以北の海域中点キと点コとを結んだ線以北の海域

(エ) 操業区域1(4)

点サと点シとを結んだ線以北の海域中点スと点セとを結んだ線以東の海域

(オ) 操業区域1(5)

点ソと点タとを結んだ線以南の海域中点イと点チとを結んだ線以東及び点ツと点チとを結んだ線以西の海域

イ 操業区域2

点の位置

基点甲 幡多郡大月町柏島県漁場基点第184号

基点乙 幡多郡大月町柏島柏島港口灯台

点A 基点甲から基点乙を見通した線から左に11度30分の線上基点甲から256メートルの点

点B 基点甲から基点乙を見通した線から右に99度30分の線上基点甲から226メートルの点

点C 基点甲から基点乙を見通した線から右に117度30分の線上基点甲から222メートルの点

点D 基点甲から基点乙を見通した線から左に22度30分の線上基点甲から202メートルの点

点E 基点甲から基点乙を見通した線から右に96度50分の線上基点甲から303メートルの点

点F 基点甲から基点乙を見通した線から右に96度10分の線上基点甲から393メートルの点

点G 基点甲から基点乙を見通した線から右に110度50分の線上基点甲から361メートルの点

点H 基点甲から基点乙を見通した線から右に111度50分の線上基点甲から283メートルの点

(ア) 操業区域2(1)

点A B、B C、C D及びD Aを結ぶ4直線により囲まれた区域

(イ) 操業区域2(2)

点E F、F G、G H及びH Eを結ぶ4直線により囲まれた区域

ウ 操業区域3

点の位置

点A 北緯33度26.517分0秒、東経133度26.717分0秒

点B 北緯33度26.450分0秒、東経133度26.850分0秒

点C 北緯33度26.533分0秒、東経133度26.917分0秒

点D 北緯33度26.600分0秒、東経133度26.783分0秒

点Aから点Dまでの各点を順次に直線で結んだ線及び点Dと点Aとを直線で結んだ線により囲まれた海域

エ 操業区域4

点の位置

点A a 北緯33度25.300分0秒、東経133度26.948分0秒

点A b 北緯33度25.373分0秒、東経133度24.039分0秒

点A c 北緯33度25.288分0秒、東経133度24.068分0秒

点A d 北緯33度25.285分0秒、東経133度23.948分0秒

点B a 北緯33度25.293分0秒、東経133度22.809分0秒

点B b 北緯33度25.202分0秒、東經133度22.693分0秒
点B c 北緯33度25.258分0秒、東經133度22.683分0秒
点B d 北緯33度25.174分0秒、東經133度22.786分0秒
点C a 北緯33度25.254分0秒、東經133度23.447分0秒
点C b 北緯33度25.341分0秒、東經133度23.461分0秒
点C c 北緯33度25.331分0秒、東經133度23.545分0秒
点C d 北緯33度25.240分0秒、東經133度23.520分0秒
点D a 北緯33度26.869分0秒、東經133度25.302分0秒
点D b 北緯33度26.828分0秒、東經133度25.180分0秒
点D c 北緯33度26.962分0秒、東經133度25.136分0秒
点D d 北緯33度26.981分0秒、東經133度25.233分0秒
点E a 北緯33度26.522分0秒、東經133度24.274分0秒
点E b 北緯33度26.522分0秒、東經133度24.160分0秒
点E c 北緯33度26.632分0秒、東經133度24.172分0秒
点E d 北緯33度26.623分0秒、東經133度24.267分0秒
点F a 北緯33度25.673分0秒、東經133度23.198分0秒
点F b 北緯33度25.540分0秒、東經133度23.327分0秒
点F c 北緯33度25.623分0秒、東經133度23.369分0秒
点F d 北緯33度25.566分0秒、東經133度23.186分0秒
点G a 北緯33度25.717分0秒、東經133度23.055分0秒
点G b 北緯33度25.682分0秒、東經133度22.959分0秒
点G c 北緯33度25.779分0秒、東經133度22.901分0秒
点G d 北緯33度25.807分0秒、東經133度23.011分0秒
点H a 北緯33度25.715分0秒、東經133度22.864分0秒
点H b 北緯33度25.664分0秒、東經133度22.739分0秒
点H c 北緯33度25.785分0秒、東經133度22.695分0秒
点H d 北緯33度25.818分0秒、東經133度22.798分0秒
点I a 北緯33度25.503分0秒、東經133度22.409分0秒
点I b 北緯33度25.446分0秒、東經133度22.573分0秒
点I c 北緯33度25.298分0秒、東經133度22.484分0秒
点I d 北緯33度25.520分0秒、東經133度22.508分0秒
点J a 北緯33度25.706分0秒、東經133度22.447分0秒
点J b 北緯33度25.708分0秒、東經133度22.321分0秒
点J c 北緯33度25.817分0秒、東經133度22.353分0秒
点J d 北緯33度25.819分0秒、東經133度22.437分0秒
点K a 北緯33度25.380分0秒、東經133度21.877分0秒
点K b 北緯33度25.286分0秒、東經133度21.807分0秒
点K c 北緯33度25.331分0秒、東經133度21.700分0秒

点K d 北緯33度25.427分0秒、東経133度21.751分0秒
点L a 北緯33度24.956分0秒、東経133度21.373分0秒
点L b 北緯33度25.056分0秒、東経133度21.484分0秒
点L c 北緯33度24.948分0秒、東経133度21.548分0秒
点L d 北緯33度25.029分0秒、東経133度21.347分0秒
点M a 北緯33度25.426分0秒、東経133度24.450分0秒
点M b 北緯33度25.529分0秒、東経133度24.441分0秒
点M c 北緯33度25.509分0秒、東経133度24.403分0秒
点M d 北緯33度25.455分0秒、東経133度24.517分0秒

点A a から点A d までの各点を順次に直線で結んだ線及び点A d と点A a とを直線で結んだ線により囲まれた海域、点B a から点B d までの各点を順次に直線で結んだ線及び点B d と点B a とを直線で結んだ線により囲まれた海域、点C a から点C d までの各点を順次に直線で結んだ線及び点C d と点C a とを直線で結んだ線により囲まれた海域、点D a から点D d までの各点を順次に直線で結んだ線及び点D d と点D a とを直線で結んだ線により囲まれた海域、点E a から点E d までの各点を順次に直線で結んだ線及び点E d と点E a とを直線で結んだ線により囲まれた海域、点F a から点F d までの各点を順次に直線で結んだ線及び点F d と点F a とを直線で結んだ線により囲まれた海域、点G a から点G d までの各点を順次に直線で結んだ線及び点G d と点G a とを直線で結んだ線により囲まれた海域、点H a から点H d までの各点を順次に直線で結んだ線及び点H d と点H a とを直線で結んだ線により囲まれた海域、点I a から点I d までの各点を順次に直線で結んだ線及び点I d と点I a とを直線で結んだ線により囲まれた海域、点J a から点J d までの各点を順次に直線で結んだ線及び点J d と点J a とを直線で結んだ線により囲まれた海域、点K a から点K d までの各点を順次に直線で結んだ線及び点K d と点K a とを直線で結んだ線により囲まれた海域、点L a から点L d までの各点を順次に直線で結んだ線及び点L d と点L a とを直線で結んだ線により囲まれた海域並びに点M a から点M d までの各点を順次に直線で結んだ線及び点M d と点M a とを直線で結んだ線により囲まれた海域

オ 操業区域5

点の位置

基点A 土佐清水市布県漁場基点第134号
基点B 基点Aから磁針方位186度38分の線上基点Aから1,000メートルの点
基点C 基点Dから磁針方位138度0分の線上基点Dから1,000メートルの点
基点D 土佐清水市布・下ノ加江界牛の子落共同漁業権境界基点

基点A B、B C及びC Dを結ぶ3直線並びに基点D A間の最大高潮時の海岸線により囲まれた区域

カ 操業区域6

点の位置

基点A 安芸郡・香南市界納屋谷共同漁業権境界基点
基点B 香南市夜須町手結崎灯台

基点C 香南市夜須町手結崎浦戸瀨県漁場基点

基点D 基点Cから磁針方位184度の線上の沖合1,000mの点

基点E 基点Bから磁針方位184度の線上の沖合1,000mの点

基点Aから磁針方位185度0分の線及び基点Bから磁針方位184度0分の線により区切られた海域のうち漁業権区域及び基点BC、CD、DE、EBを順に結んだ線分により囲まれた海域

(3) 許可の有効期間

操業区域1から5の許可の有効期間は5年とする。ただし、有効期間の途中で新規に許可した場合については5年未満の期間とする。

(4) 許可等の条件

ア 操業区域1

(ア) 漁具の規模及び数は、身網の長さ20メートル以内、袋網（つぼ）の長さ10メートル以内、垣網の長さ50メートル以内のます網（つぼ網）1統とする。

(イ) 登網を装置してはならない。

(ウ) 昼夜間の漁具標識を特に明瞭にすること。

イ 操業区域2

(ア) 漁具の規模及び数は、箱網、登り網及び垣網（海中部分も含む。）の長さ60メートル以内の落網1統とする。

(イ) 箱網は2段までとする。

(ウ) 登り網は20m以内とする。

(エ) 垣網の長さは10m以内とし、小割りいかだのアンカーロープに垂下する場合は、航行の支障とならない水深以下とすること。

(オ) 昼夜間の漁具標識を特に明瞭にすること。

ウ 操業区域3

(ア) 漁具の規模及び数は、身網（運動場、端口、昇り網、箱網の総称）の長さ80メートル以内、垣網160メートル以内の落とし網1統とする。

(イ) 昼夜間の漁具標識を特に明瞭にすること。

エ 操業区域4

(ア) 漁具の規模及び数は、身網（運動場、端口、昇り網、箱網の総称）の長さ100メートル以内、垣網200メートル以内の落とし網1統とする。

(イ) 昼夜間の漁具標識を特に明瞭にすること。

オ 操業区域5

(ア) 漁具の規模及び数は、身網の長さ120メートル以内、垣網の長さ110メートル以内、袋網（つぼ）の長さ10メートル以内の小型定置網1統とする。

(イ) 昼夜間の漁具標識を明瞭にすること。

カ 操業区域6

(ア) 漁具の規模及び数は、身網の長さ120メートル以内、垣網の長さ110メートル以内、袋網（つぼ）の長さ10メートル以内の小型定置網1統とする。

(イ) 昼夜間の漁具標識を明瞭にすること。

附則

この方針は令和3年1月5日から施行する。

附則

この方針は令和4年6月3日から施行する。

附則

この方針は令和4年7月22日から施行する。

附則

この方針は令和4年8月22日から施行する。

附則

この方針は令和4年11月4日から施行する。